

事例1 舗装の陥没事例(共同所有型)

- 共同所有型私道の一部が陥没し、補修工事が必要となったが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和56年私道築造(砂利道)
- ・平成3年にアスファルト舗装
- ・延長17m, 幅約4m
- ・路面が陥没しており, 通行に支障が生じている

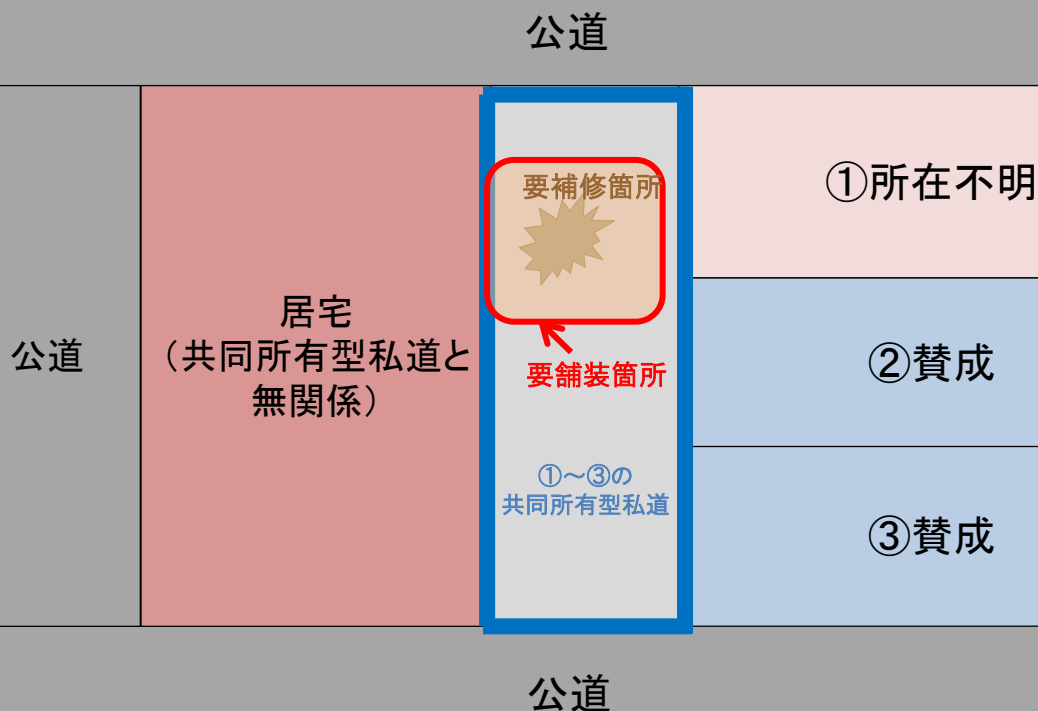
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有している(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・陥没部分の穴を塞いだ上で, 路面をアスファルトで部分的に再舗装($4m \times 4m = 16m^2$)
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施
- ・②及び③は工事に賛成

【概略図】



事例2 舗装の陥没事例(相互持合型)

- 相互持合型私道の一部が陥没し、補修工事が必要となったが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和56年私道築造(砂利道)
- ・平成3年にアスファルト舗装
- ・延長17m, 幅約4m
- ・①所有の路面が陥没しており, 通行に支障が生じている

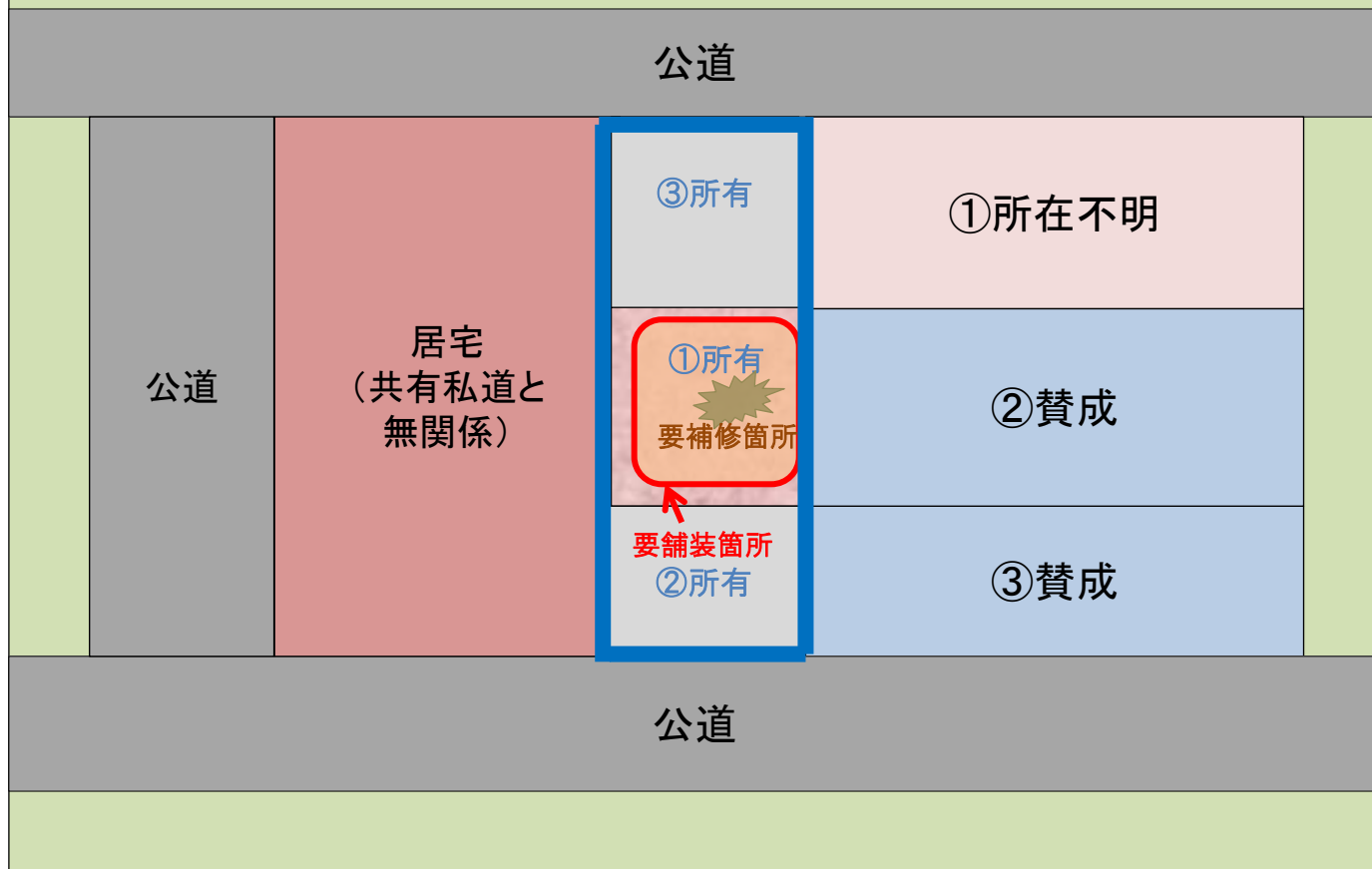
2. 権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～③が各1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・陥没部分の穴を塞いだ上で, ①所有の路面をアスファルトで部分的に再舗装($4m \times 4m = 16m^2$)
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施
- ・②及び③は工事に賛成

【概略図】



事例3 全面再舗装事例(共同所有型)

- 路面の一部に段差が生じ、全体的に老朽化している共同所有型私道全体につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成15年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m(最狭箇所幅3.2m)
- ・アスファルトの一部に段差が生じ(下図の模様部分), 通行に支障が生じている
- ・アスファルト舗装が全体的に老朽化しており, 段差が生じた部分以外にも, 近い将来, 通行に何らかの支障が生じるおそれがある

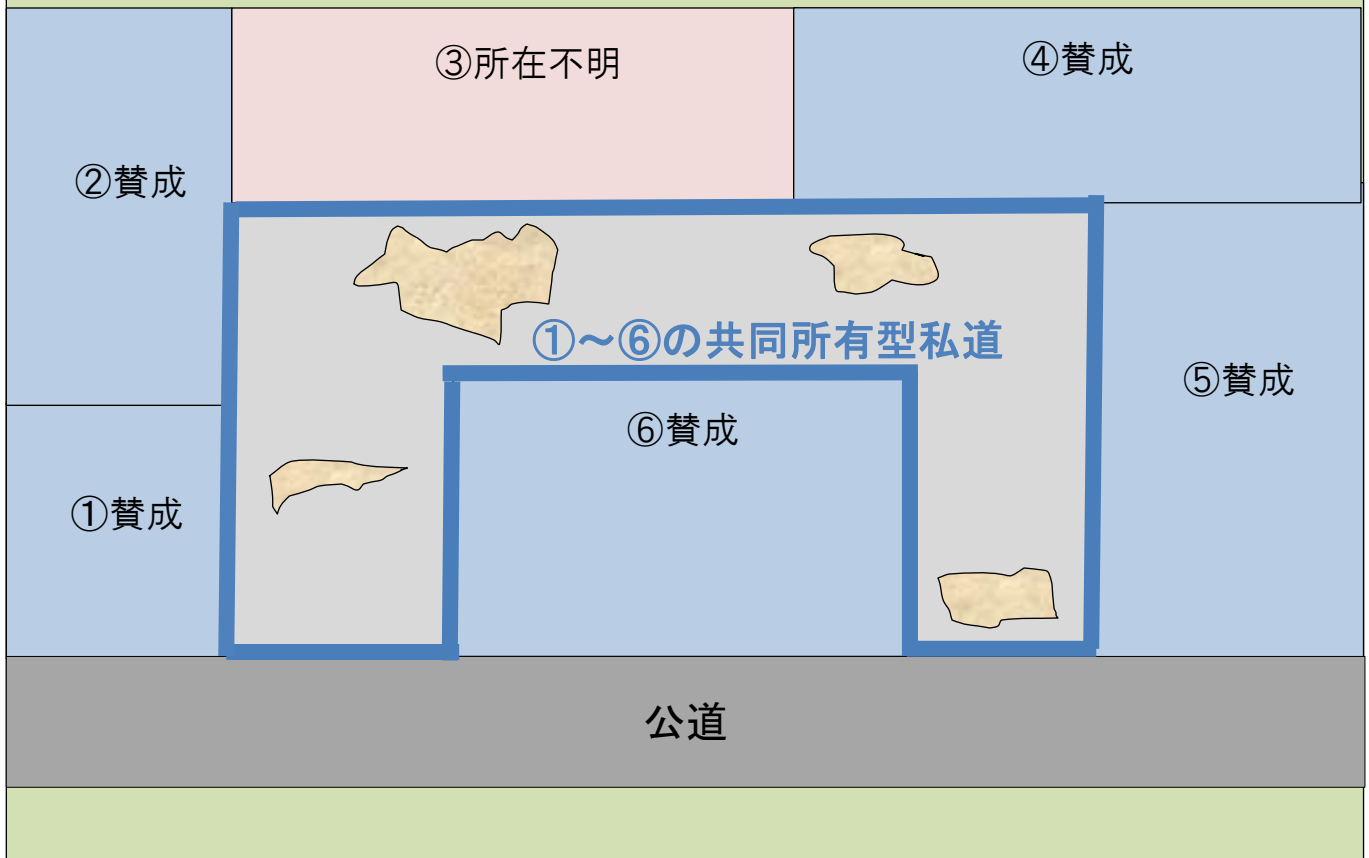
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑥が共有(共有持分は各6分の1, ③は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は, ①, ②, ④～⑥
- ・路面をアスファルトで全面再舗装
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施

【概略図】



事例4 全面再舗装事例(相互持合型)

- 路面の一部に段差が生じ、全体的に老朽化している相互持合型私道の全体につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成15年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m(最狭箇所幅3.2m)
- ・アスファルトの一部に段差が生じ(下図の模様部分), 通行に支障が生じている
- ・アスファルト舗装が全体的に老朽化しており, 段差が生じた部分以外にも, 近い将来, 通行に何らかの支障が生じるおそれがある

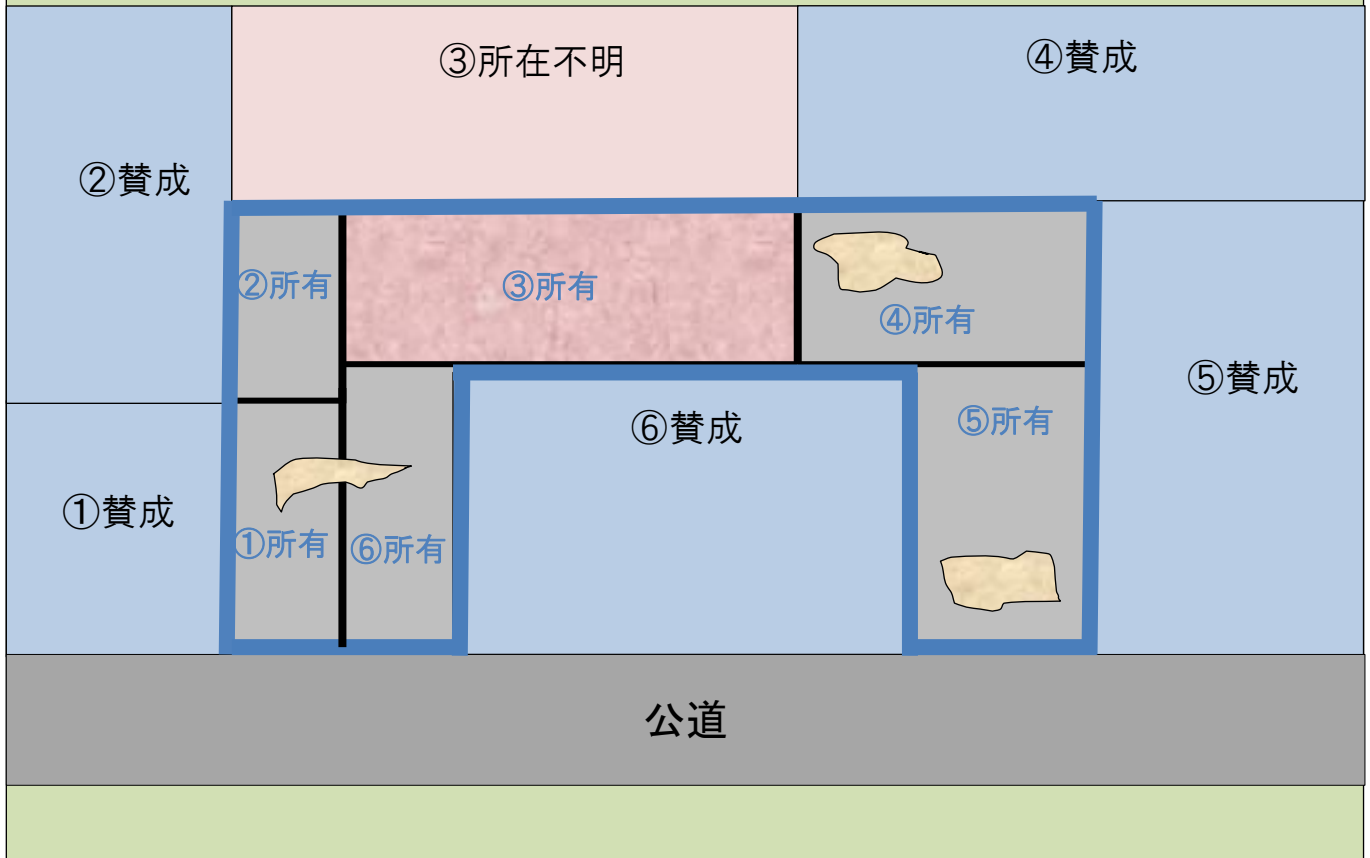
2. 権利関係等の概要

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑥が1筆ずつ所有(③は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の主体は①, ②, ④～⑥
- ・路面をアスファルトで全面再舗装
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施

【概略図】



事例5 新規舗装の事例(共同所有型)

- 砂利道である共同所有型私道につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

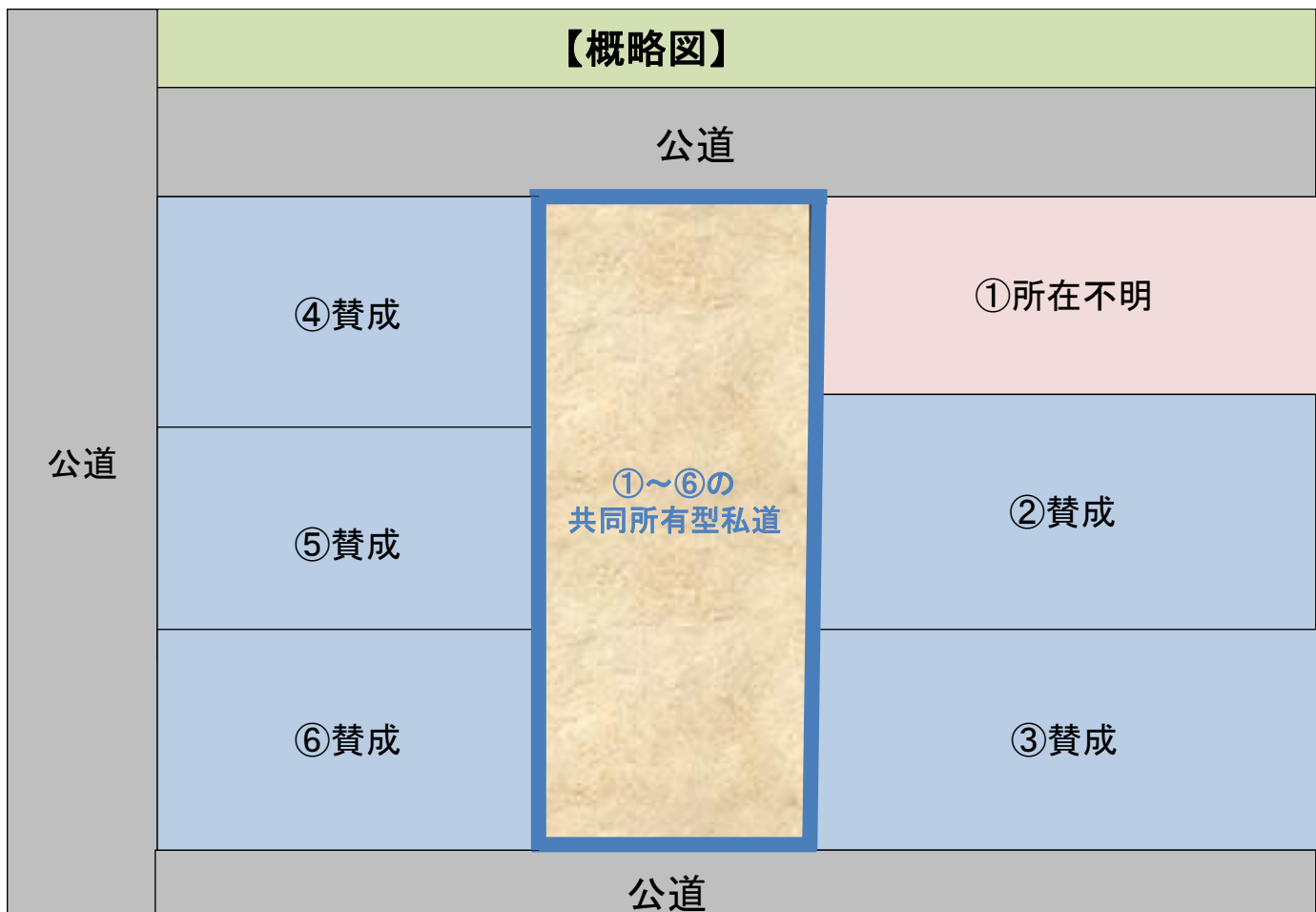
- ・昭和41年築造(砂利道)
- ・延長20m, 幅4m
- ・歩道として利用され, 通行に特段支障はない

2. 私道の権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑥が共有(共有持分は各6分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②～⑥
- ・車道としての利用を容易にするため, 路面全体をアスファルトで新規舗装
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施



事例6 新規舗装の事例(相互持合型)

- 砂利道である相互持合型私道につき、アスファルト舗装工事を行いたいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和41年築造(砂利道)
- ・延長20m, 幅4m
- ・歩道として利用され, 通行に特段支障はない

2. 私道の権利関係等の概要

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を6名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②～⑥
- ・車道としての利用を容易にするため, 路面全体をアスファルトで新規舗装
- ・地方公共団体の助成制度において, 助成対象となるアスファルトの材質, 施工方法等が詳細に定められており, これに従って工事を実施

【概略図】

公道

⑥所有

④賛成

①所在不明

⑤所有

④所有

⑤賛成

②賛成

③所有

②所有

⑥賛成

③賛成

①所有

公道

公道

事例7 側溝再設置の事例

～L形側溝付近のみ再舗装(共同所有型)

○ 共同所有型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面の一部をアスファルトで再舗装する必要があるが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、コンクリートの基礎がなく、段差が生じている

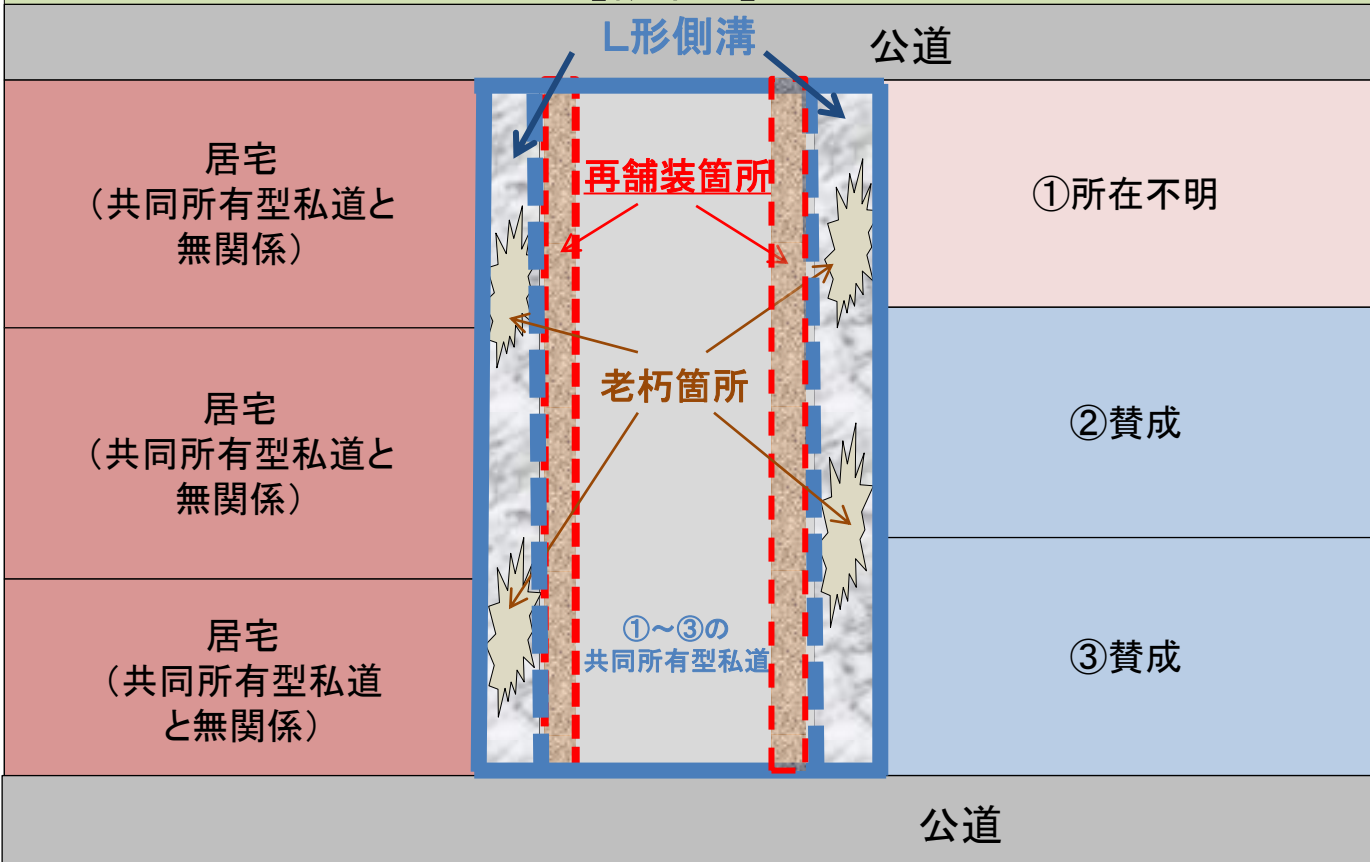
2. 私道の権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)。

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度(各幅30cm程度)のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、コンクリートで基礎を作って新たなL形側溝を設置し、必要な限度(下図赤点線内)で再舗装する

【概略図】



事例8 側溝再設置の事例

～L形側溝付近のみ再舗装(相互持合型)

○ 相互持合型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面の一部をアスファルトで再舗装する必要があるが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが。コンクリートの基礎がなく、段差が生じている

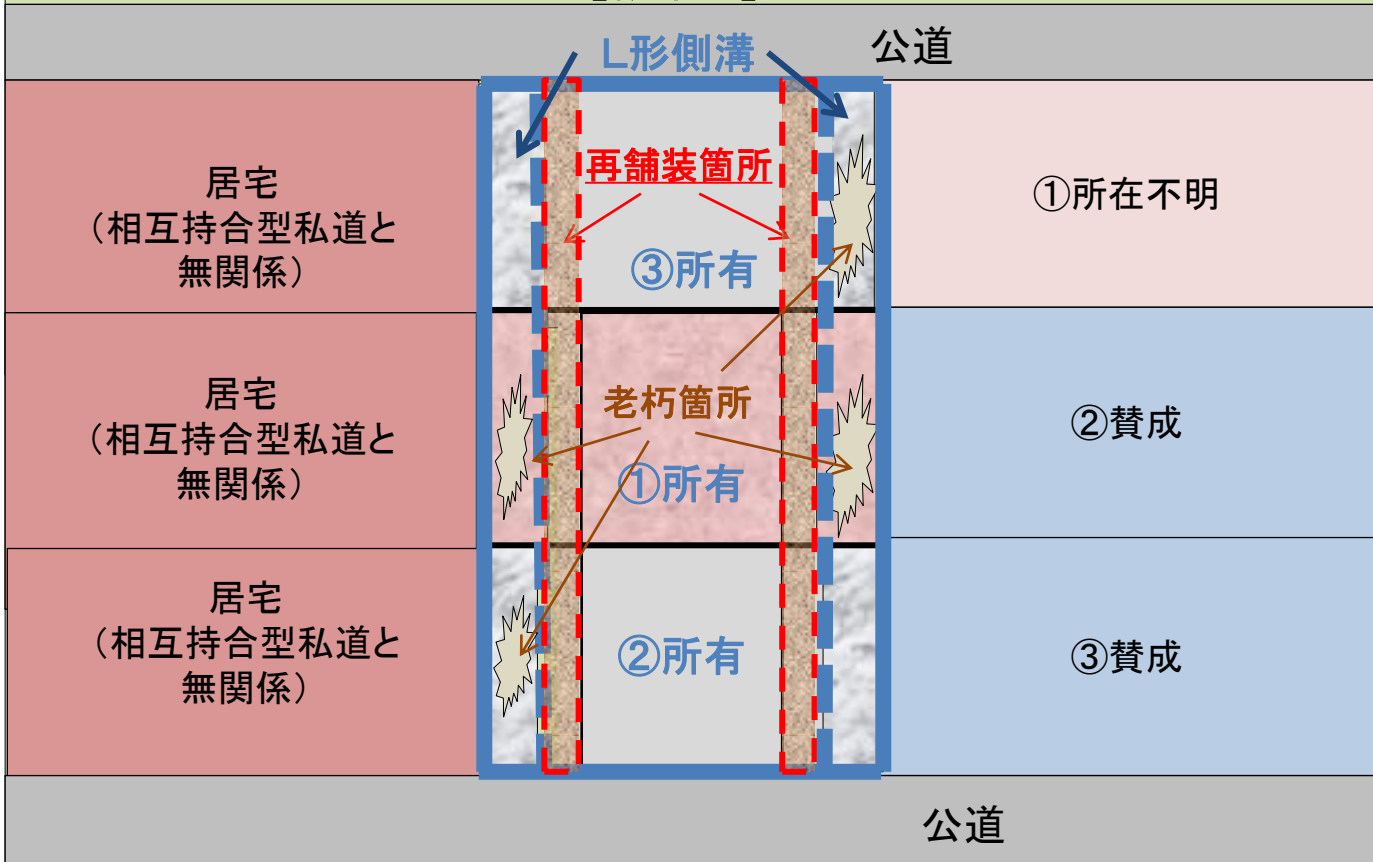
2. 私道の権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を3名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度(各幅30cm程度)のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、コンクリートで基礎を作ってL形側溝を設置し、必要な限度(下図赤点線内)で再舗装する

【概略図】



事例9 側溝再設置の事例 ～路面全体を再舗装(共同所有型)～

○ 共有私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面全体をアスファルトで再舗装したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、全体的に老朽化して陥没し、段差が生じている
- ・アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体的に老朽化している

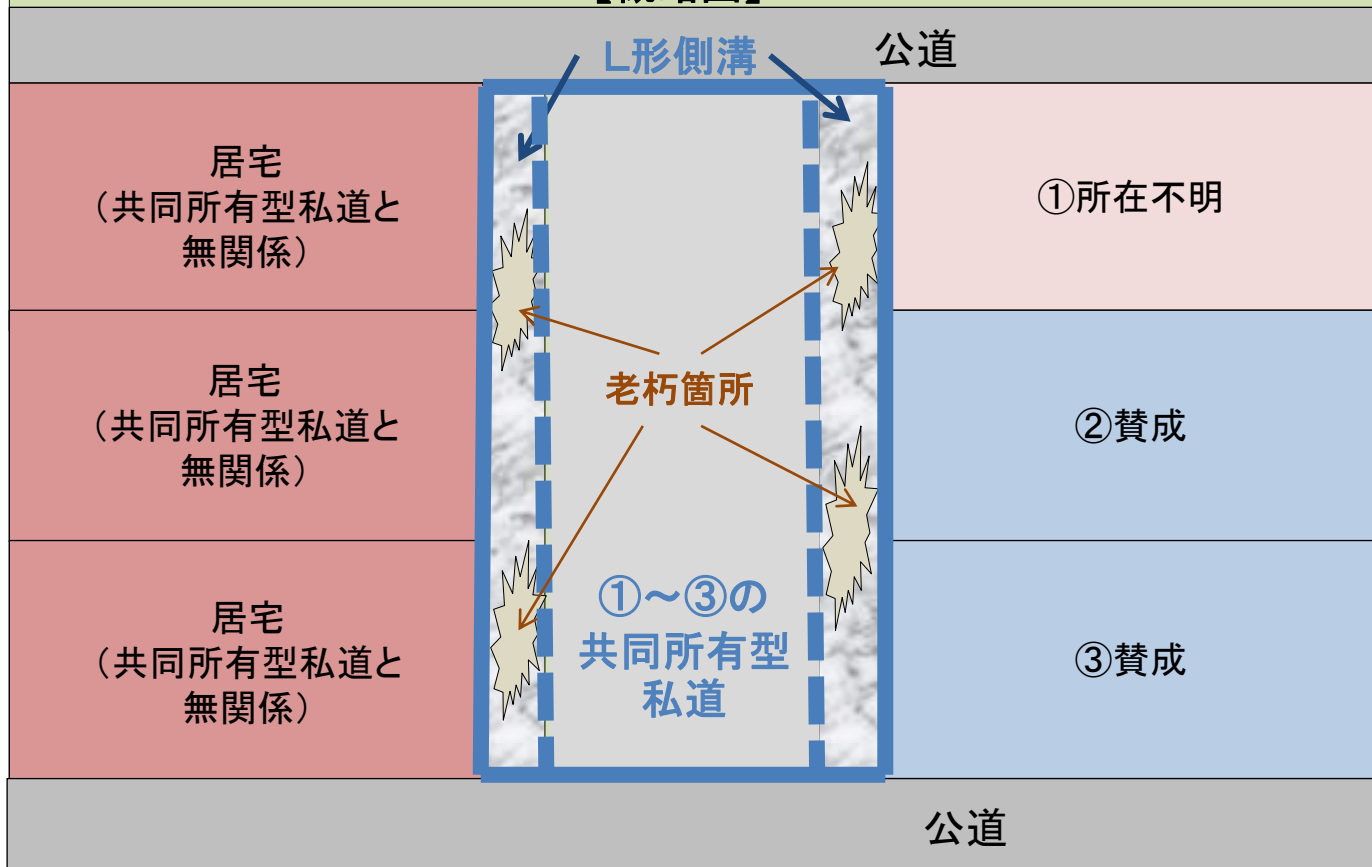
2. 私道の権利関係等の概要

- ・1筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、新たなL形側溝を設置した上で路面全体を再舗装する
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施

【概略図】



事例10 側溝再設置の事例 ～路面全体を再舗装(相互持合型)～

○ 相互持合型私道に設置されたL形側溝が老朽化したことから、撤去の上でL形側溝を新設し、路面全体をアスファルトで再舗装したいが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和52年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m(側溝幅各50cm)
- ・私道の両端にL形側溝が設置されているが、全体的に老朽化して陥没し、段差が生じている
- ・アスファルト舗装については、特に損傷は生じていないが、全体的に老朽化している

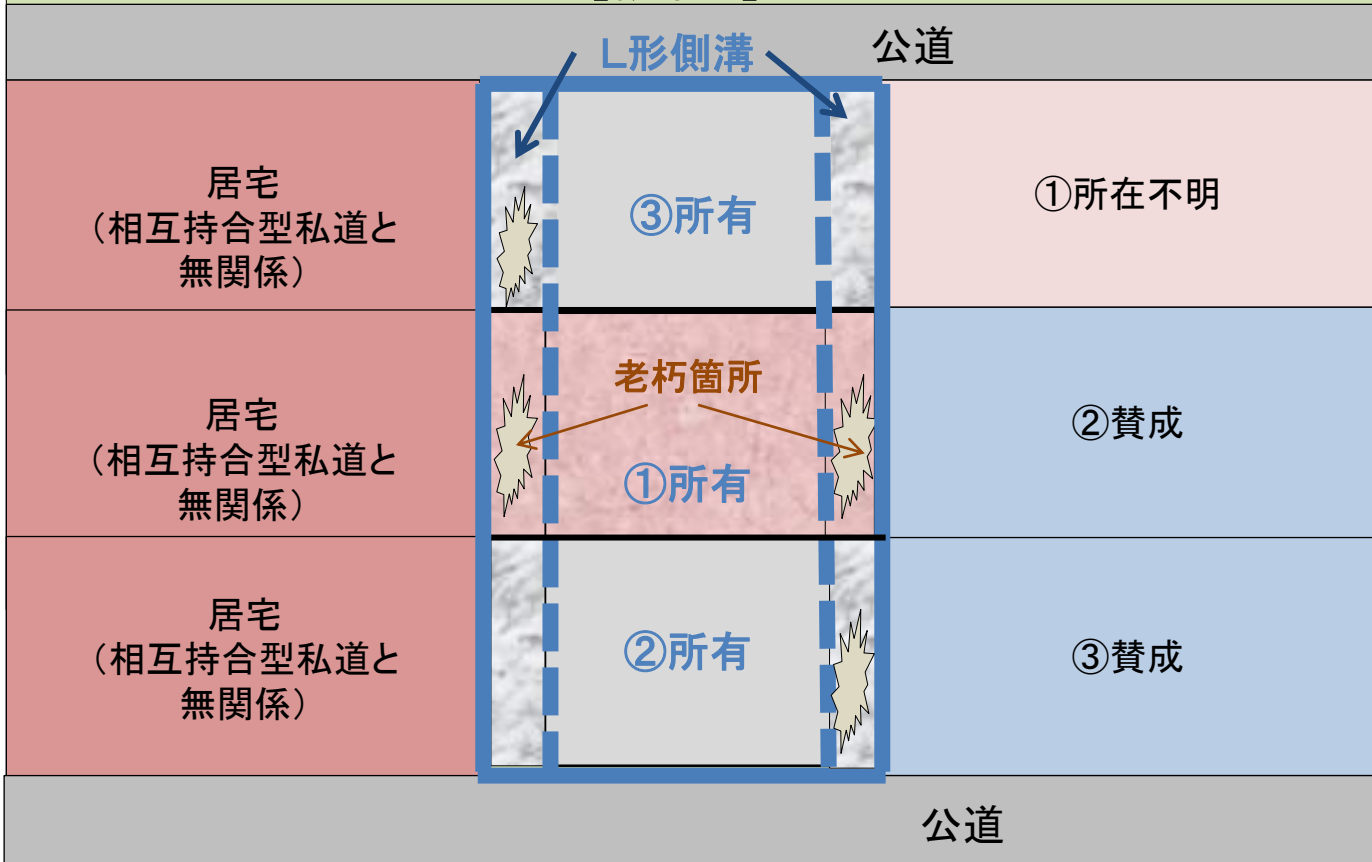
2. 私道の権利関係等の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を3名が1筆ずつ所有(①は所在不明)

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・L形側溝の取替えに必要な限度のアスファルトを剥がして老朽化したL形側溝を撤去し、新たなL形側溝を設置した上で路面全体を再舗装する
- ・地方公共団体の助成制度において、助成対象となるアスファルトの材質、施工方法等が詳細に定められており、これに従って工事を実施

【概略図】



事例11 給水管の新設事例～給水管を配水管に接続 (共同所有型)

- 共同所有型私道を経由して給水管を公道下の配水管に接続する必要があるが、共有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・平成10年私道築造
- ・延長20m, 幅4m(コンクリート舗装)
- ・①～④は、自己所有の給水管(下図紫色部分)を公道下の配水管と接続

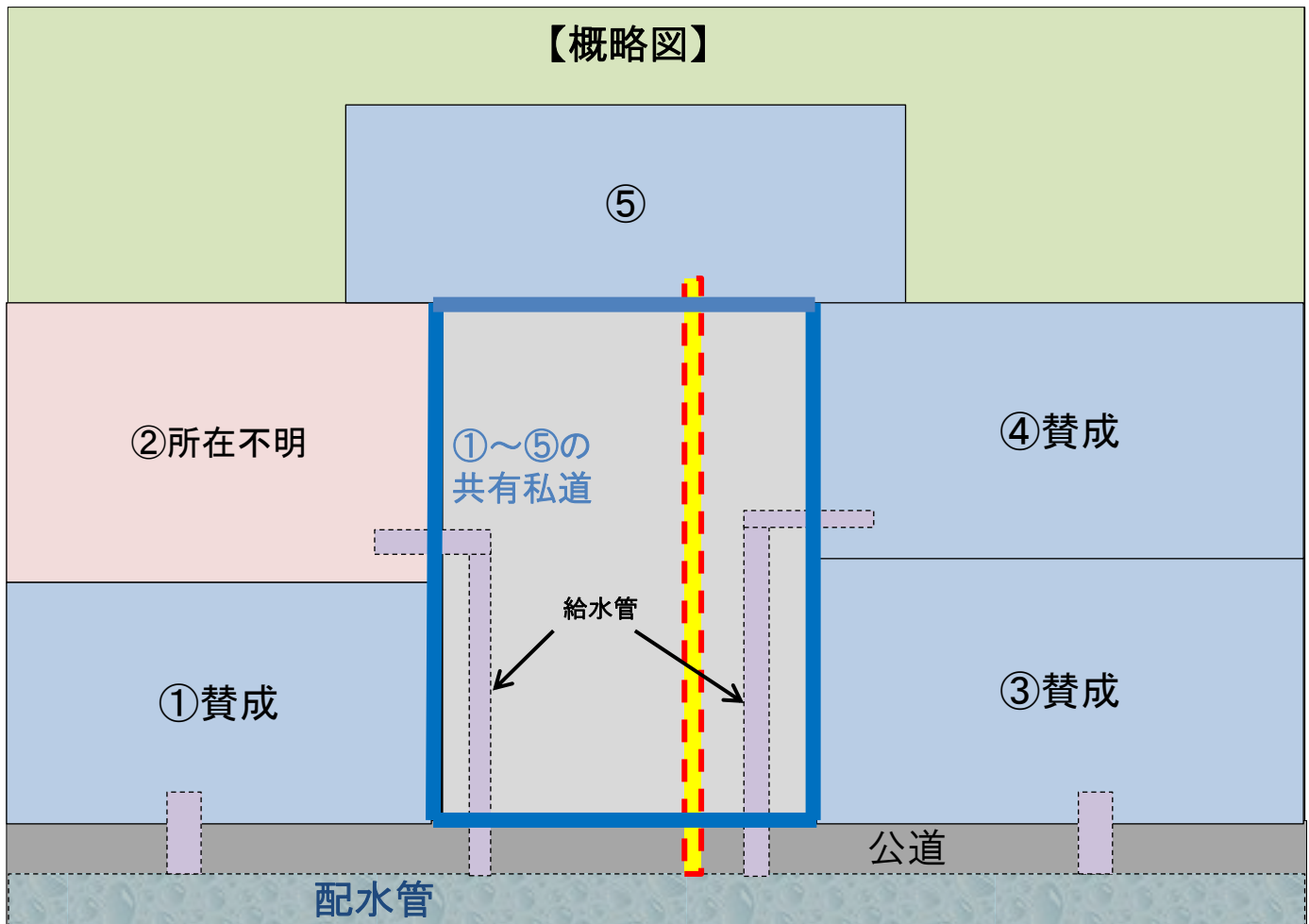
2. 権利関係等の概要等

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ②は所在不明)
- ・⑤は自宅の新築に伴い、共同所有型私道下に自己所有の給水管を設置し、公道下の配水管に接続する必要あり

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・共同所有型私道を掘削し、⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して公道下の配水管と接続させ、路面を舗装する

【概略図】



事例12 給水管の新設事例～給水管を配水管に接続 (相互持合型)

○ 相互持合型私道を経由して給水管を公道下の配水管に接続する必要があるが、所有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・平成10年私道築造
- ・延長20m, 幅4m(コンクリート舗装)
- ・①～④は、自己所有の給水管(下図紫色部分)を公道下の配水管と接続

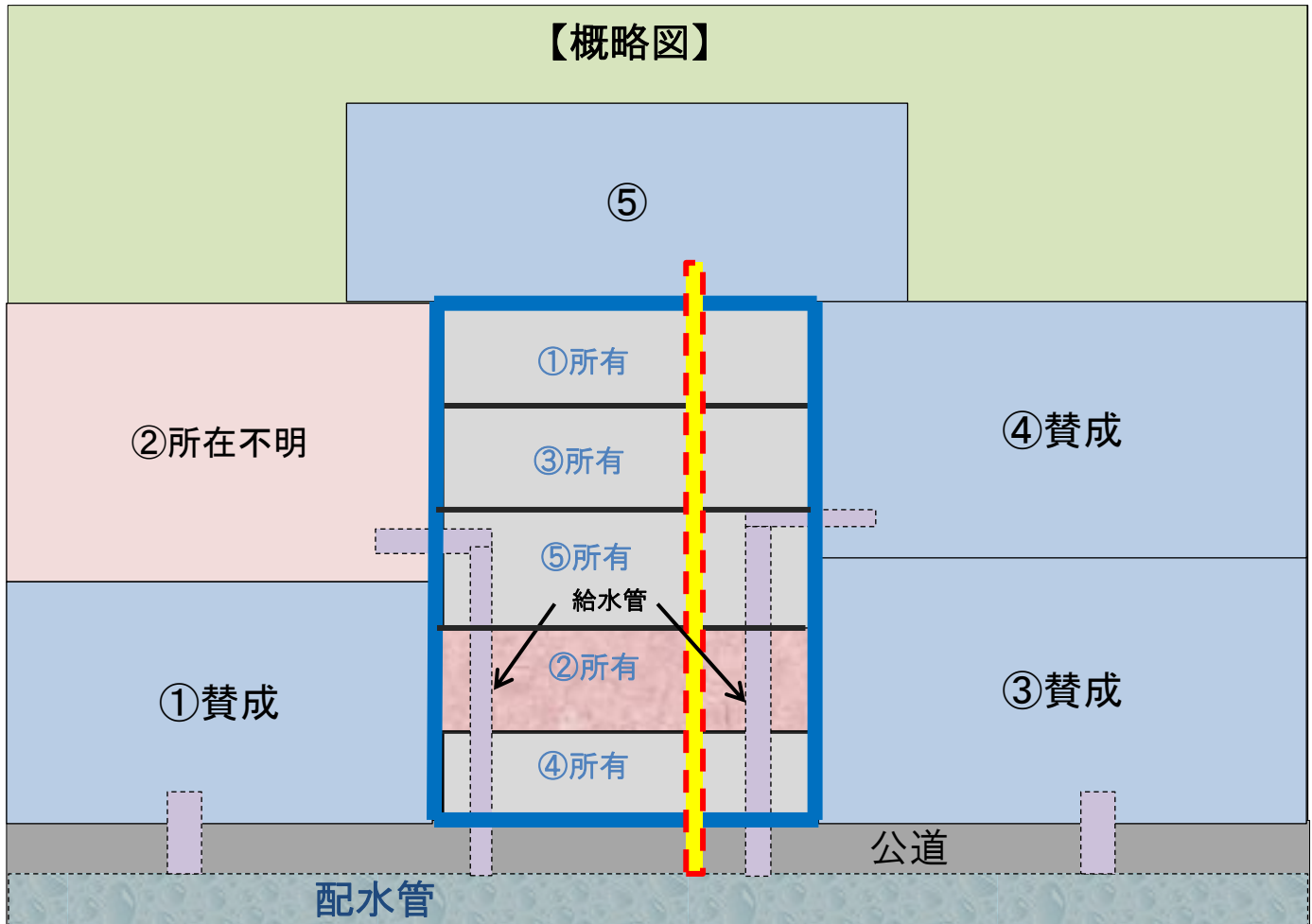
2. 権利関係等の概要等

- ・5筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑤が各1筆ずつ所有(②は所在不明)
- ・⑤は自宅の新築に伴い、私道下に自己所有の給水管を設置し、公道下の配水管に接続する必要あり

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・私道を掘削し、⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して公道下の配水管と接続させ、路面を舗装

【概略図】



事例13 給水管の新設事例～給水管を共有給水管に接続 (共同所有型)

○ 共有私道下に給水管を新設し，共有給水管に接続する必要があるが，共有者の一部が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

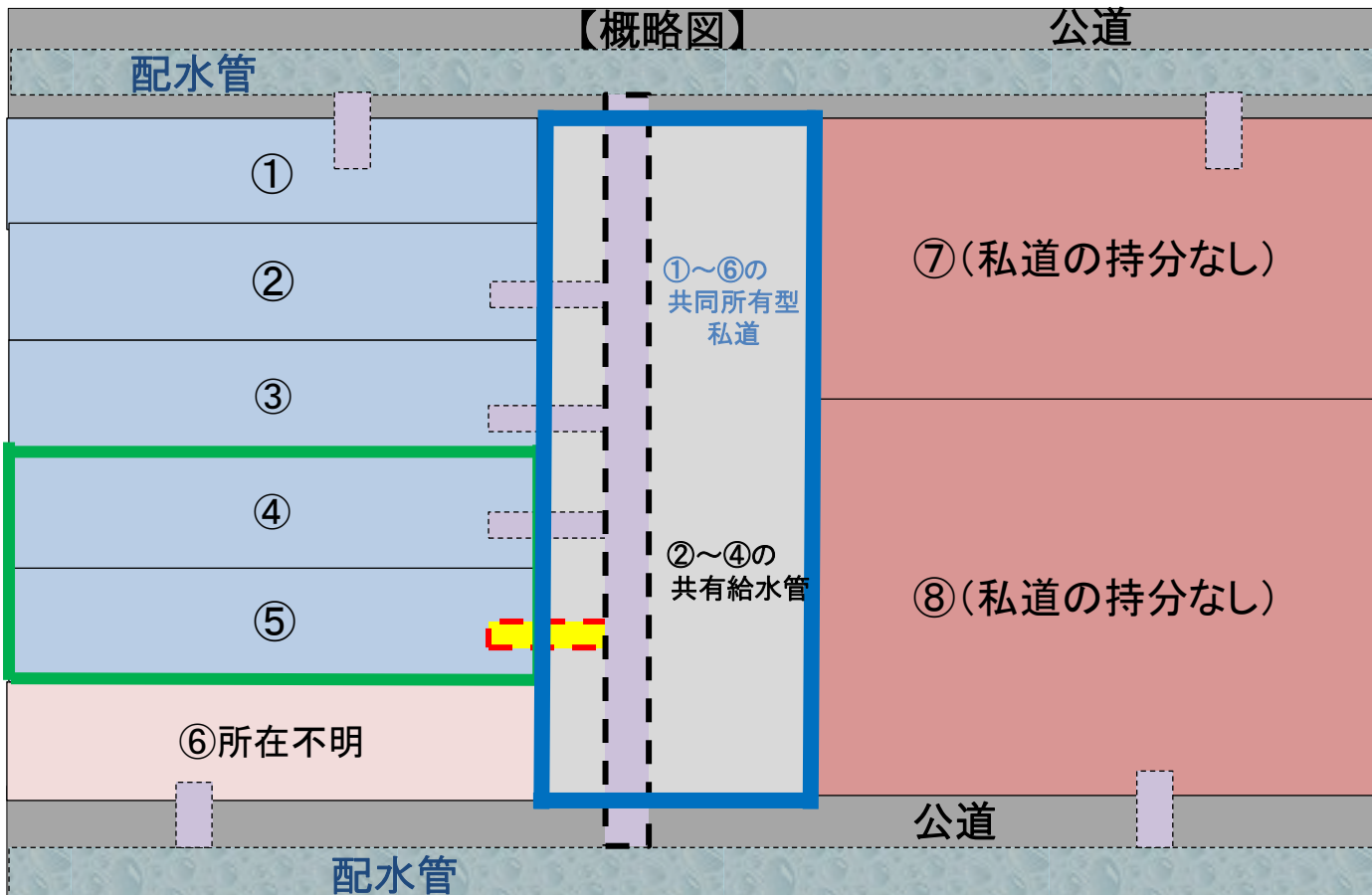
- ・昭和60年私道築造
- ・延長30m，幅4m(コンクリート舗装)
- ・私道下には，私道開設と同時に，②～④の共有給水管(下図紫色部分の黒点線枠内)が設置され，②～④は，自己所有の給水管を共有給水管に接続(①，⑥～⑧は公道に自己所有の給水管を接続)

2. 権利関係等の概要等

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑥が共有(共有持分は①～③，⑥が各5分の1，④と⑤は各10分の1，⑥は所在不明)
- ・④は，下図緑枠内の土地を所有していたが，分筆して一部を⑤に譲渡するとともに，自己の私道の持分の半分を⑤に譲渡
- ・⑤は自宅の新築に伴い，共同所有型私道下に自己所有の給水管を設置し，②～④の共有給水管に接続する必要あり

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・共同所有型私道を掘削し，⑤所有の給水管(下図黄色部分)を設置して②～④の共有給水管と接続させ，路面を舗装する



事例14 給水管の新設事例～給水管を共有給水管に接続 (相互持合型)

○ 相互持合型私道に隣接する宅地の居住者が、他人の土地である私道下に給水管を新設し、共有給水管に接続する必要があるが、土地所有者が所在不明で給水管設置工事の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造
- ・延長30m, 幅4m(コンクリート舗装)
- ・私道下には、私道開設と同時に②～④の共有給水管(下図紫色部分の黒点線枠内)が設置され、②～④は、自己の給水管を共有給水管に接続(①, ⑥～⑧は公道に自己所有の給水管を接続)

2. 権利関係等の概要等

- ・6筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑥が1筆ずつ所有(⑥は所在不明)
- ・④は、下図緑枠内の土地を所有していたが、分筆して一部を⑤に譲渡するとともに、私道部分に有していた2筆の土地のうちの1筆分を⑤に譲渡
- ・⑤は自宅の新築に伴い、⑥の土地下に自己所有の給水管を設置し、②～④の共有給水管に接続する必要あり

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は⑤
- ・⑥所有の土地を掘削し、⑤所有の給水管を設置して②～④の共有給水管と接続させ、路面を舗装



事例15 給水管の補修事例(共同所有型)

○ 共同所有型私道の地下に設置されている給水管から漏水したため、共同所有型私道を掘削し、給水管を修復する必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長12m, 幅約4m
- ・①～③は、私道開設と同時に、自己所有の給水管を公道下の配水管に接続
- ・②所有の給水管が損傷しており、補修の必要がある

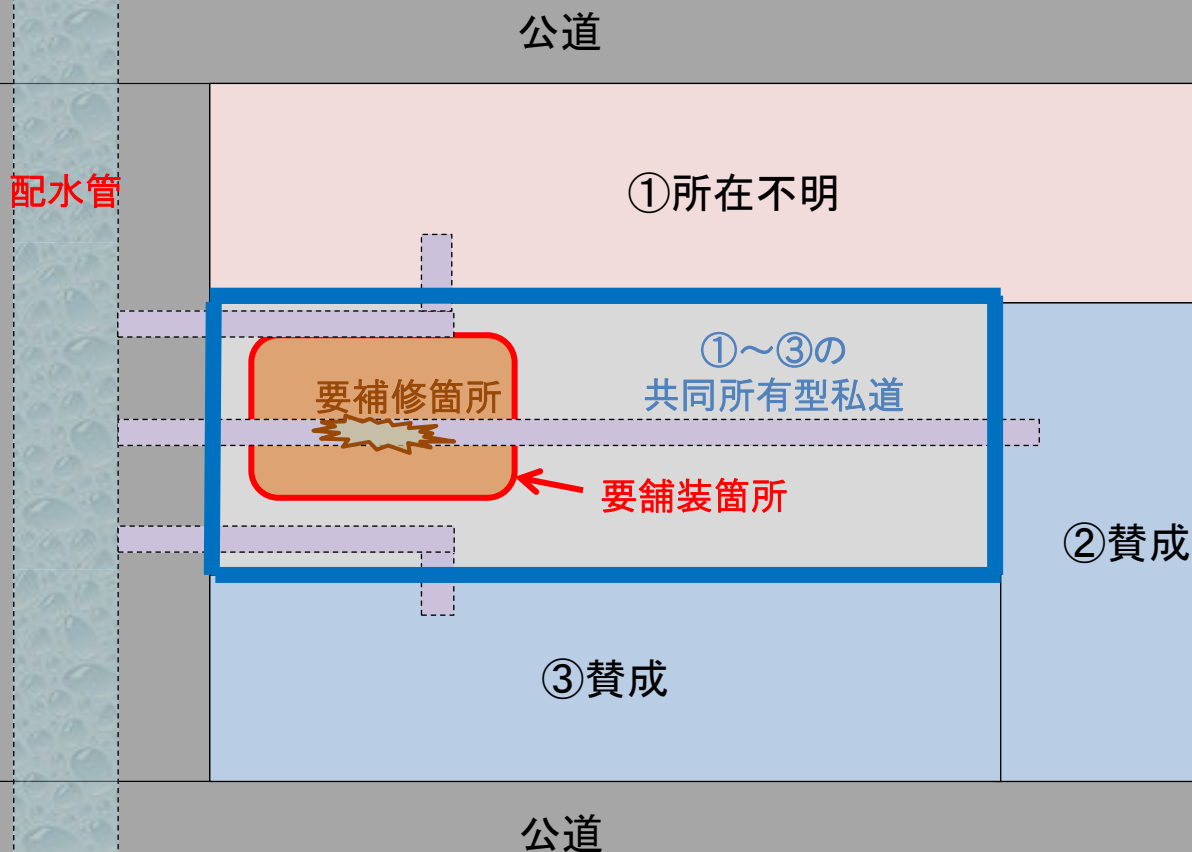
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)
- ・公道下の配水管は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～③がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②
- ・共有私道の一部を掘削し、②所有の給水管を補修後、埋め直して路面の一部(3m×4m=12㎡)をアスファルト舗装

【概略図】



事例16 給水管の補修事例(相互持合型)

○ 相互所有型私道の地下に設置されている給水管から漏水したため、私道を掘削し、給水管を修復する必要があるが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長12m, 幅約4m
- ・①～③は, 私道開設と同時に, 自己所有の給水管を公道下の配水管に接続
- ・②所有の給水管が損傷しており, 補修の必要がある

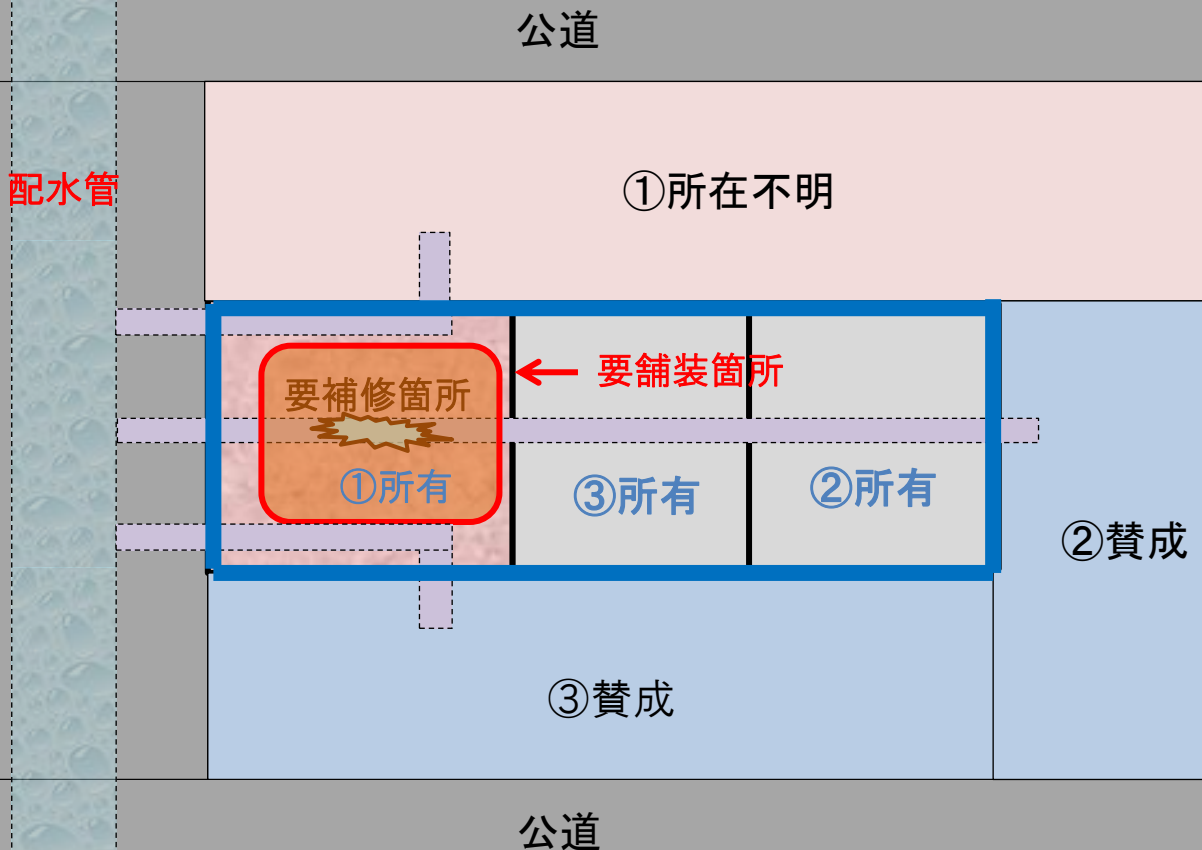
2. 権利関係の概要

- ・3筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～③が各1筆ずつ所有(①は所在不明)
- ・公道下の配水管は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～③がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は②
- ・相互持合型私道の一部を掘削し, ②所有の給水管を補修後, 路面の一部(3m×4m=12㎡)をアスファルト舗装

【概略図】



事例17 配水管の取替事例(共同所有型)

○ 共同所有型私道の地下に設置されている配水管が老朽化したため、路面を掘削し、配水管を取り替える必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例。

1. 私道の概要

- ・昭和44年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅約5.5m
- ・私道下には配水管(昭和44年布設)が設置されているが、老朽化している
- ・配水管の老朽化により耐力が低下し、破損・損傷による水質悪化、漏水の危険がある

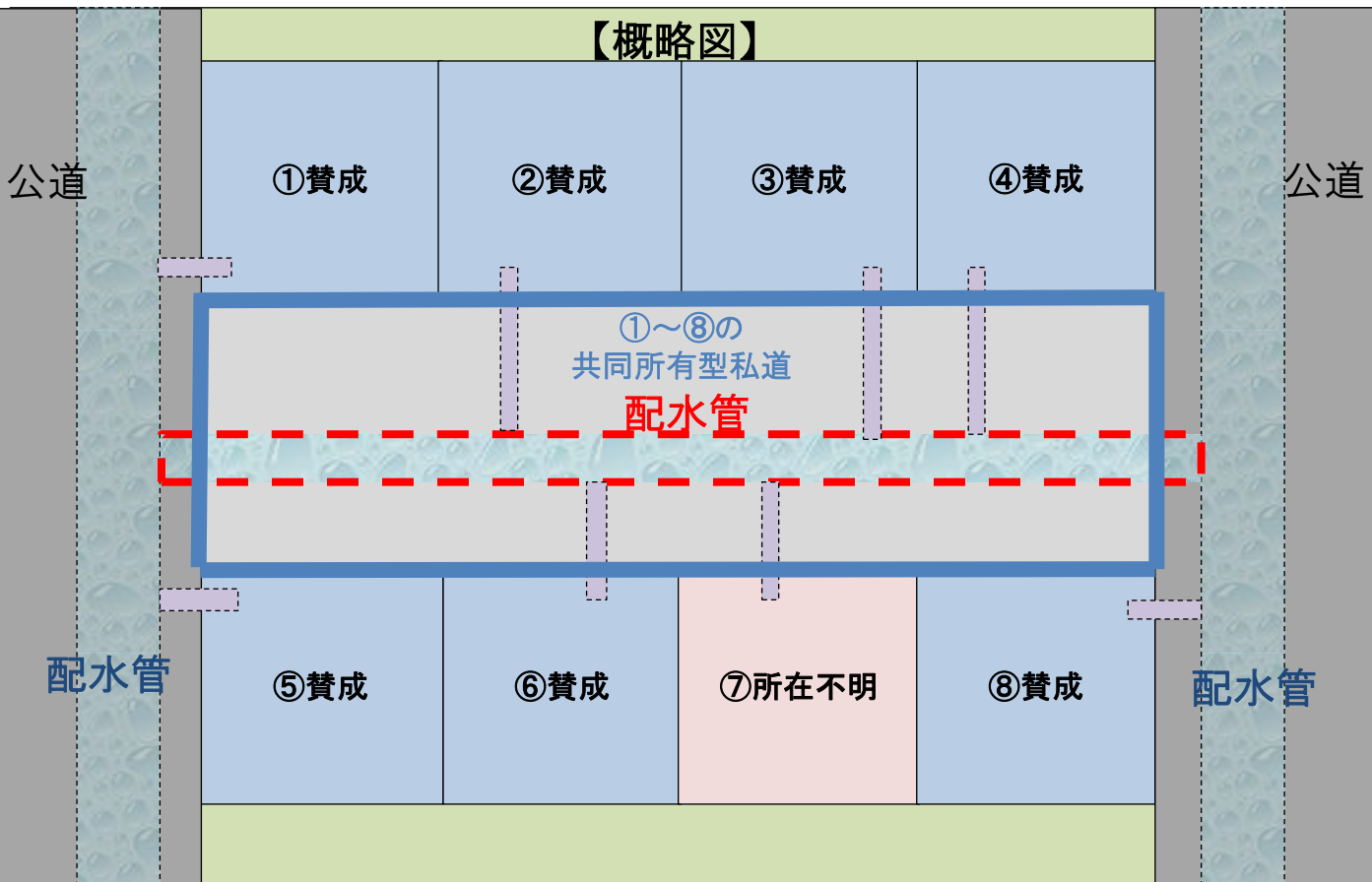
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑧が共有(共有持分は各8分の1, ⑦は所在不明)
- ・私道下の配水管(赤点線部分)は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～⑧がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は水道事業者
- ・路面を掘削して老朽化した配水管を取り替えた後、路面全体をアスファルト舗装

【概略図】



事例18 私道下の配水管を取り替える事例(相互持合型)

- 相互持合型私道の地下に設置されている配水管が老朽化したため、路面を掘削し、配水管を取り替える必要が生じたが、所有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事例。

1. 私道の概要

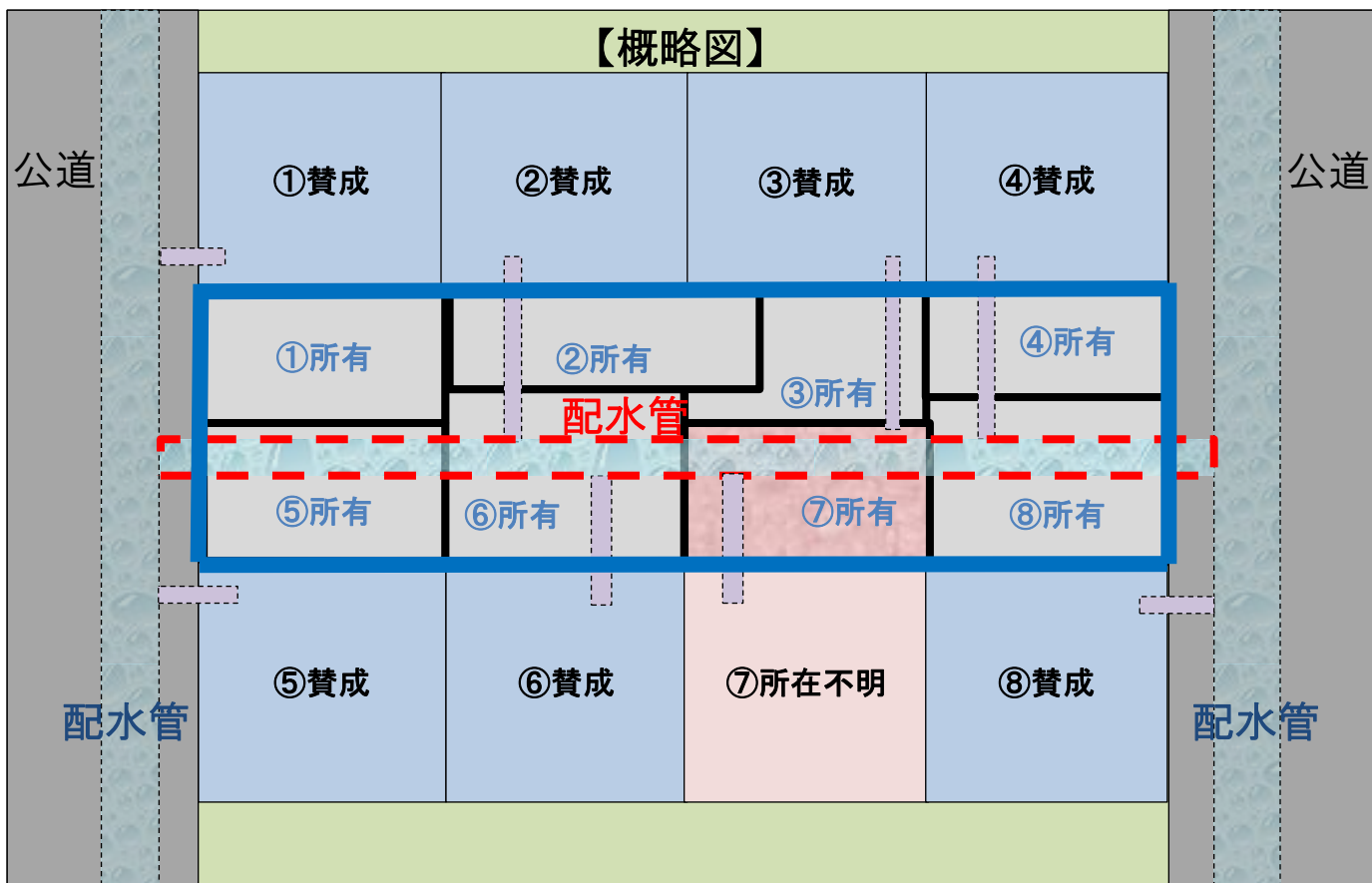
- ・昭和44年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅約5.5m
- ・私道下には配水管(昭和44年布設)が設置されているが、老朽化している
- ・配水管の老朽化により耐力が低下し、破損・損傷による水質悪化, 漏水の危険あり

2. 権利関係の概要

- ・8筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～⑧が各1筆ずつ所有(⑦は所在不明)
- ・私道下の配水管(赤点線部分)は水道事業者所有
- ・給水管(下図紫色部分)は①～⑧がそれぞれ所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は水道事業者
- ・路面を掘削して老朽化した配水管を取り替えた後、埋め戻して路面全体をアスファルト舗装



事例19 私有排水管の新設事例(共同所有型)

- 共同所有型私道下に排水管を設置したいが、共有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

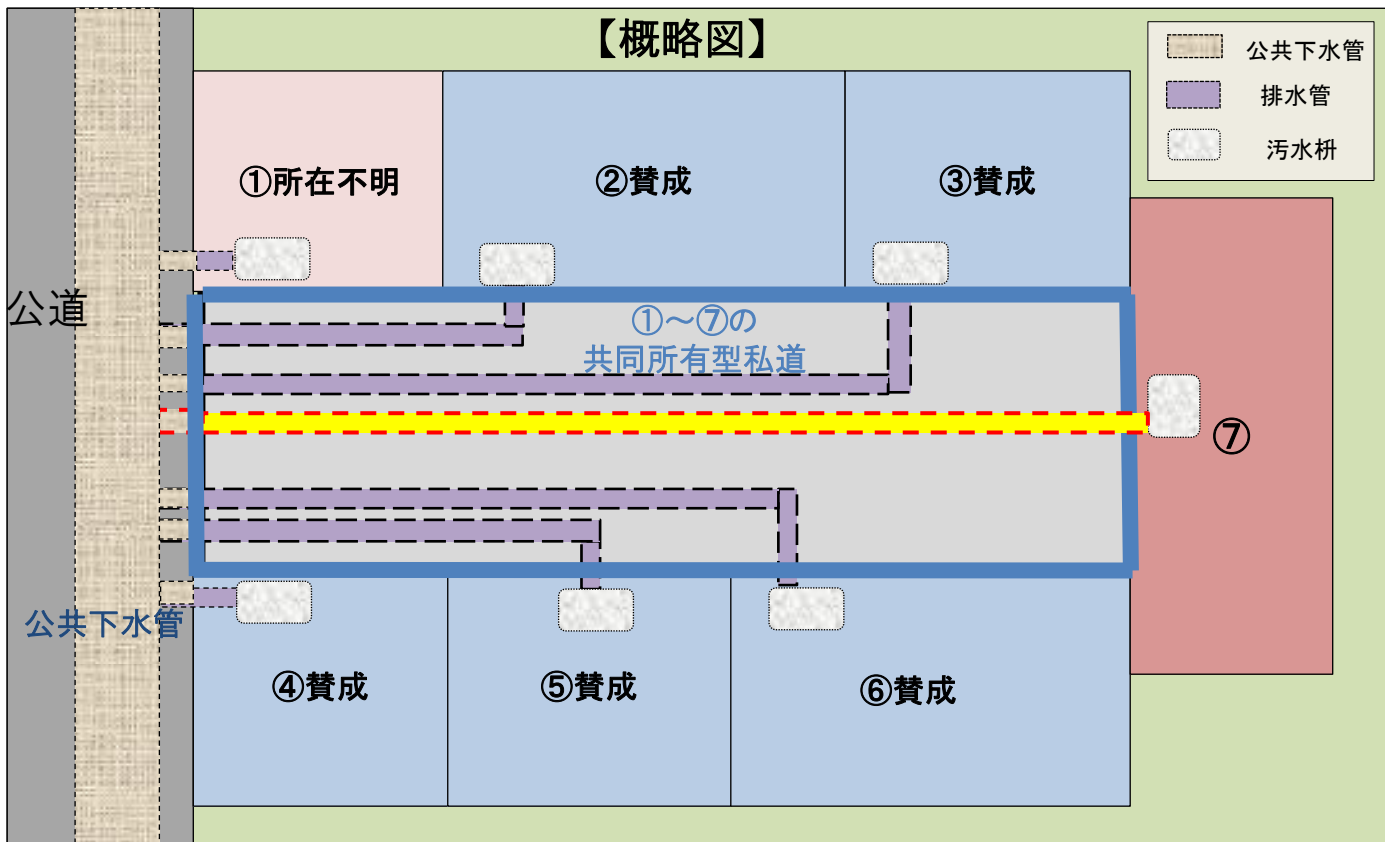
- ・平成9年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長18m, 幅約4.5m
- ・公共下水道の排水区域内
- ・⑦は, 自宅の新築に伴い, 私道下に排水管を設置して公道下の公共下水道に接続しなければ, 宅地の下水を公共下水道に流入させることが困難

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑦が共有(共有持分は各7分の1, ①は所在不明)
- ・私道下の排水管は②, ③, ⑤, ⑥がそれぞれ所有
- ・公共下水道は地方公共団体所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑦
- ・路面を掘削して, ⑦所有の汚水枡を地方公共団体所有の公共下水道に接続し, 路面を埋め戻して, 必要な限度でアスファルト舗装



事例20 私有排水管の新設事例(相互持合型)

- 相互持合型私道下に排水管を設置したいが、所有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

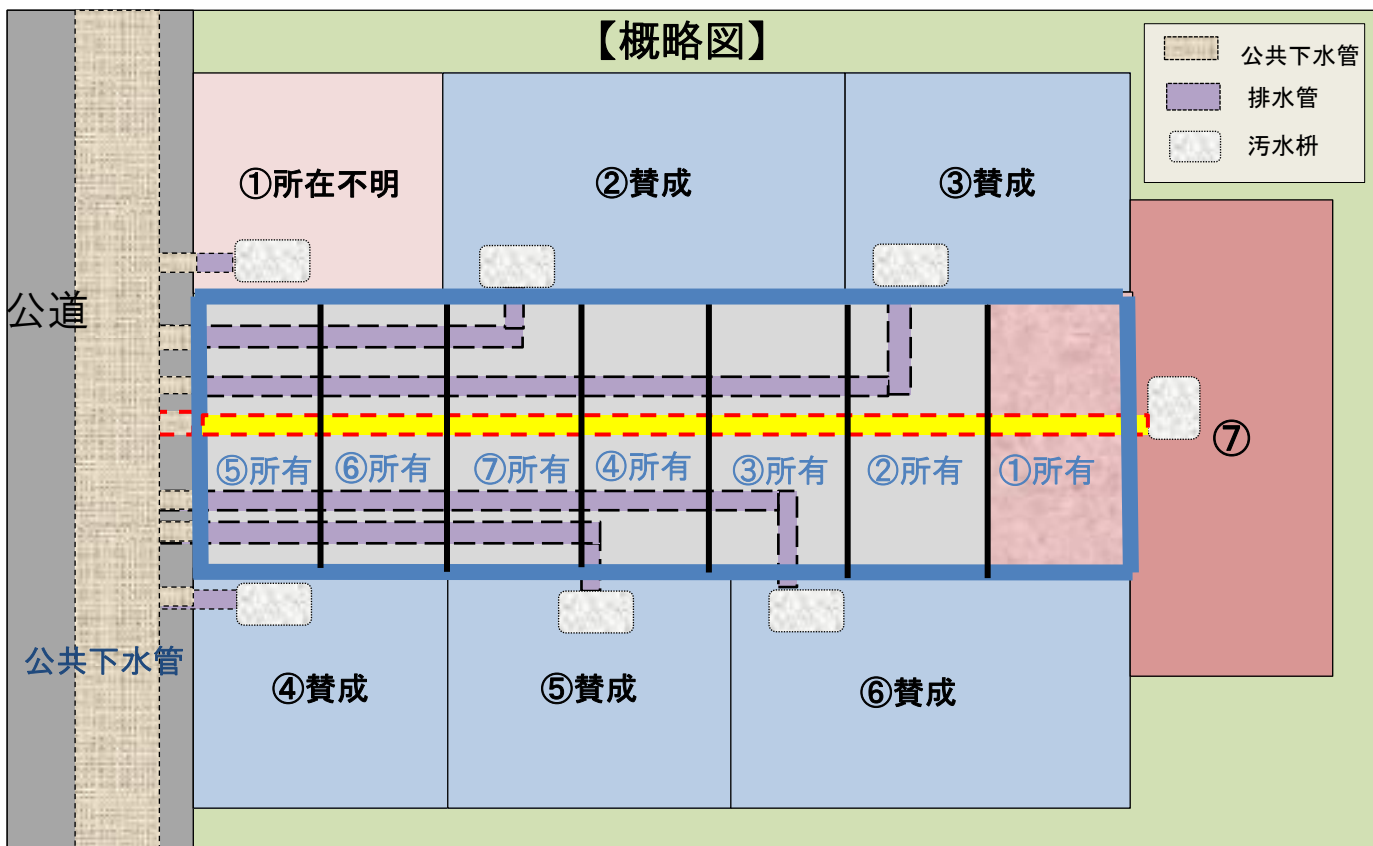
- ・平成9年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長18m, 幅約4.5m
- ・公共下水道の排水区域内
- ・⑦は、自宅の新築に伴い、私道下に排水管を設置して公道下の公共下水道に接続しなければ、宅地の下水を公共下水道に流入させることが困難

2. 権利関係等の概要

- ・7筆の土地で構成させる私道敷(下図青枠内)を①～⑦が各1筆ずつ所有(①は所在不明)
- ・私道下の排水管は②, ③, ⑤, ⑥がそれぞれ所有
- ・公共下水道は地方公共団体所有

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は⑦
- ・路面を掘削して、⑦所有の汚水枡を地方公共団体所有の公共下水道に接続し、路面を埋め戻して、必要な限度でアスファルト舗装



事例21 公共下水管の新設事例(共同所有型)

○ 下水道設置のため、共同所有型私道を掘削して地下に公共下水管を新設し、アスファルトで再舗装する事例。

1. 私道の概要

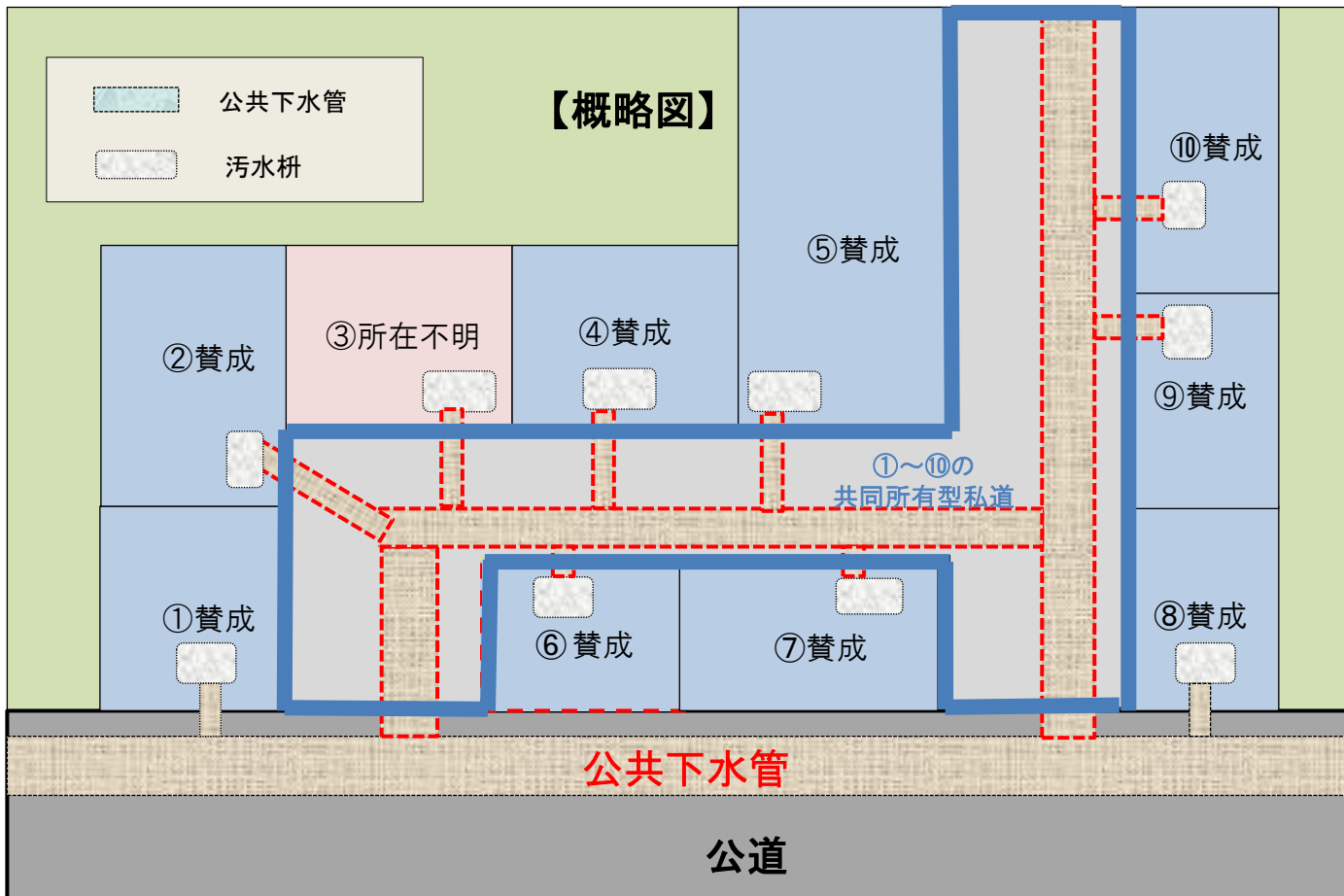
- ・平成5年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m
- ・これまで排水区域外であったため、下水道が普及しておらず、②～⑦, ⑨, ⑩は浄化槽を利用
- ・新たに排水区域指定され、下水道事業における下水管整備の一環として、公共下水管(下図赤点線部分)を設置

2. 権利関係等の概要等

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑩が共有(共有持分は各10分の1, ③は所在不明)
- ・公共下水管は全て地方公共団体所有
- ・共同所有型私道所有者は、地方公共団体との間で、公共下水管設置のための利用権設定契約を締結したい

3. 工事の概要等

- ・工事の実施主体は地方公共団体
- ・必要な範囲で路面を掘削し、共同所有型私道下に公共下水管を布設し、再度路面をアスファルト舗装



事例22 公共下水管の新設事例(相互持合型)

- 下水道設置のため、相互持合型私道を掘削して地下に公共下水管を新設し、アスファルトで再舗装する事例。

1. 私道の概要

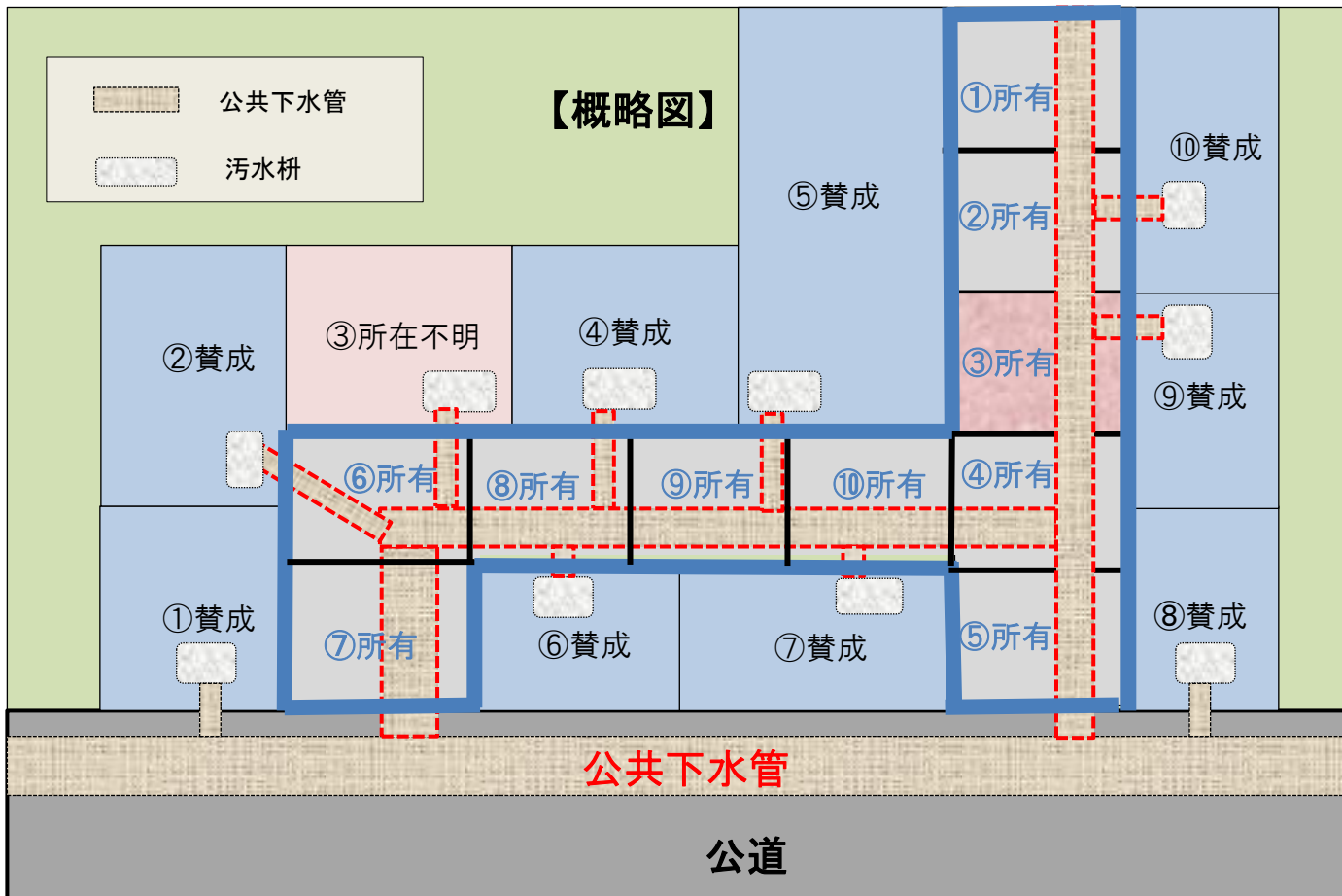
- ・平成5年築造(アスファルト舗装)
- ・延長40m, 幅4m
- ・これまで排水区域外であったため、下水道が普及しておらず, ②～⑦, ⑨, ⑩は浄化槽を利用
- ・新たに排水区域指定され, 下水道事業における下水管整備の一環として, 公共下水管(下図赤点線部分)を設置

2. 権利関係等の概要等

- ・10筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内を①～⑩が共有, 共有持分は各10分の1, ③は所在不明)
- ・公共下水管は全て地方公共団体所有
- ・地方公共団体は, 相互持合型私道所有者との間で, 公共下水管設置のための利用権の設定等に係る契約を締結したい

3. 工事の概要等

- ・工事の実施主体は地方公共団体
- ・必要な範囲で路面を掘削し, 相互持合型私道下に公共下水管を布設し, 再度路面をアスファルト舗装



事例23 ガス管の新設事例(共同所有型)

- 共有私道の路面を掘削し、地下にガス管を新設する必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

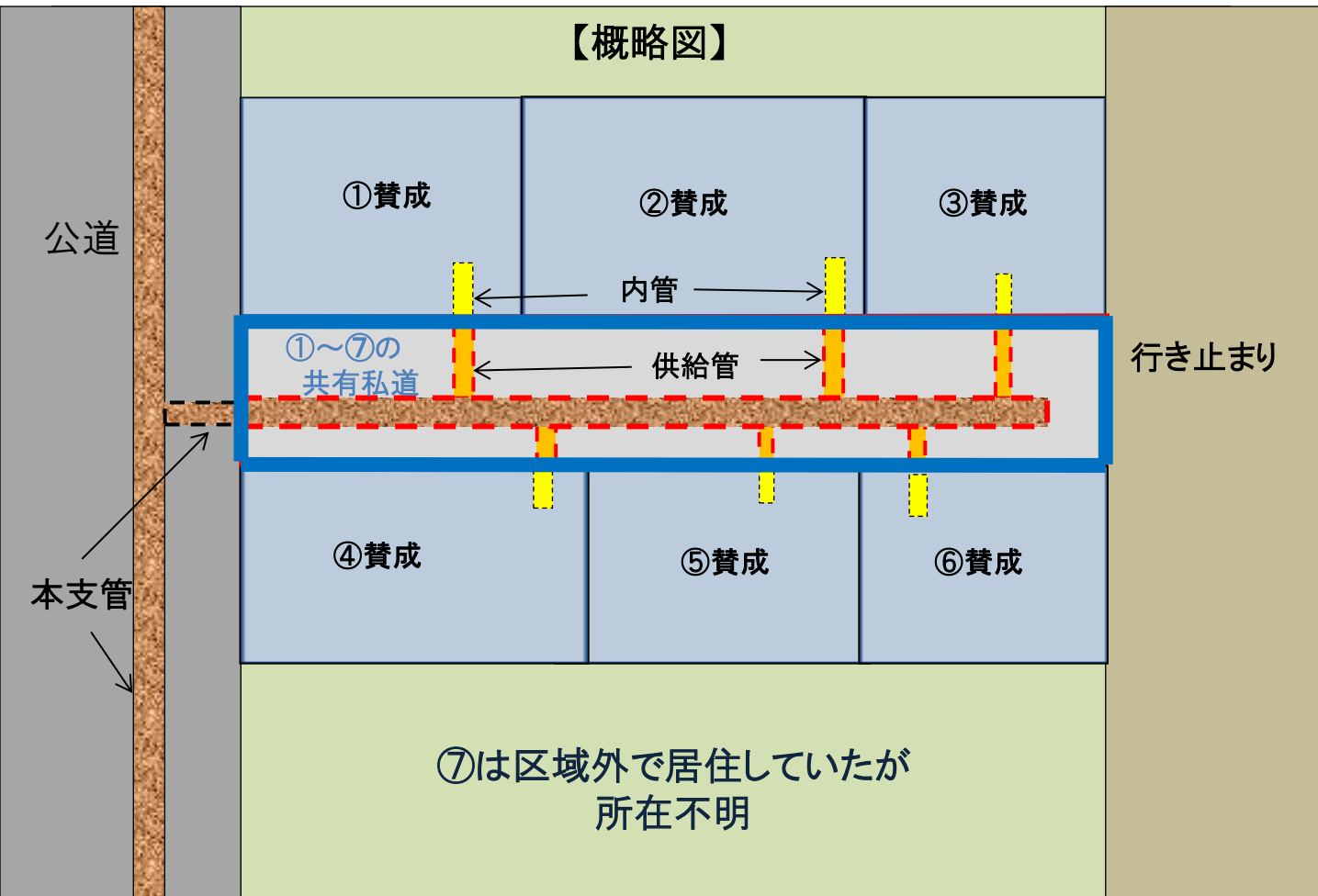
- ・昭和52年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長約20m, 幅約4m
- ・私道下にガス管(本支管, 供給管, 内管)が設置されておらず, 新設する必要がある

2. 権利関係等の概要等

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑦が所有(共有持分は各7分の1, ⑦は区域外で居住していたが所在不明)
- ・設置後, 本支管(下図茶色部分)と供給管(下図オレンジ色部分)は一般ガス導管事業者所有, 内管(下図黄色部分)は各個人(①～⑥)所有となる
- ・一般ガス導管事業者は, 共有私道所有者との間で, 本支管及び供給管設置のための契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般ガス導管事業者
- ・共有私道上のアスファルトを撤去して掘削し, 下図のように, 共有私道下に本支管と供給管を新設した後, 路面全体をアスファルト舗装



事例24 ガス管の補修事例(共同所有型)

- 地下の本支管が破損し、ガス漏れが生じていることから、共有私道の路面を掘削し、地下の本支管を補修する必要が生じたが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意を得られない事例。

1. 私道の概要

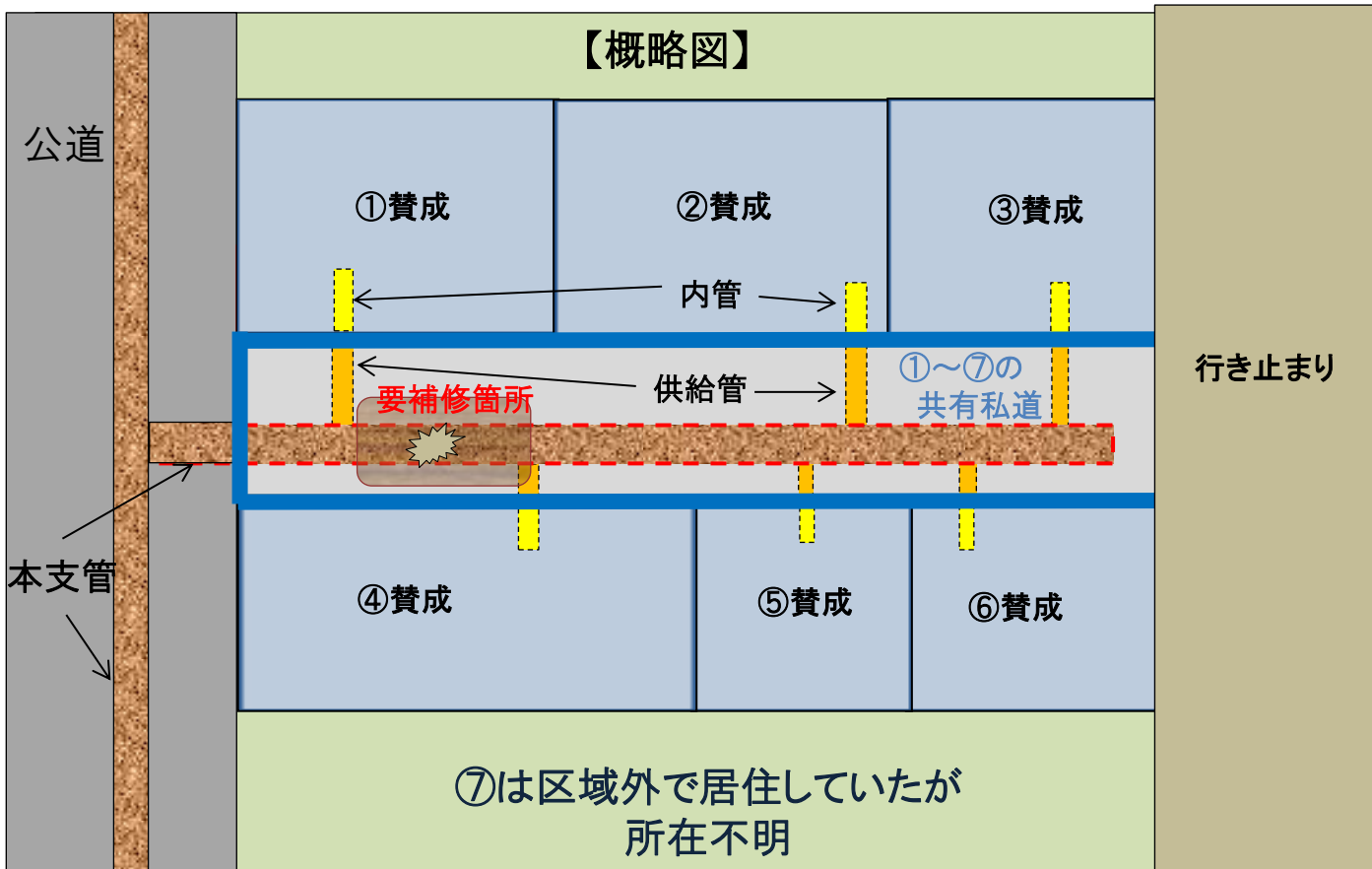
- ・平成5年私道築造(アスファルト舗装)
- ・延長約20m, 幅約4m
- ・私道下にガス管(平成5年設置)が設置されているが、本支管が破損し、微量のガス漏れが生じている

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の道路(下図青枠内)を①～⑦が共有(共有持分は各7分の1, ⑦は区域外に居住していたが、所在不明)
- ・ガス管のうち、本支管(下図茶色部分の赤点線枠内), 供給管(下図オレンジ色部分)は一般ガス導管事業者所有, 内管(下図黄色部分)は各個人(①～⑥)所有
- ・①～⑦と一般ガス導管事業者の間では、本支管と供給管を共有私道下に設置するための利用権の設定等に係る契約が締結されている

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般ガス導管事業者
- ・共有私道の一部のアスファルトを撤去して掘削し、地下の本支管を補修した後、路面の一部をアスファルト舗装(2m×4m=8㎡)



事例25 電柱の新設事例

○ 共有私道上に電柱を新設したいが、共有者の一部が所在不明であるため、工事の同意が得られない事例。

1. 私道の概要

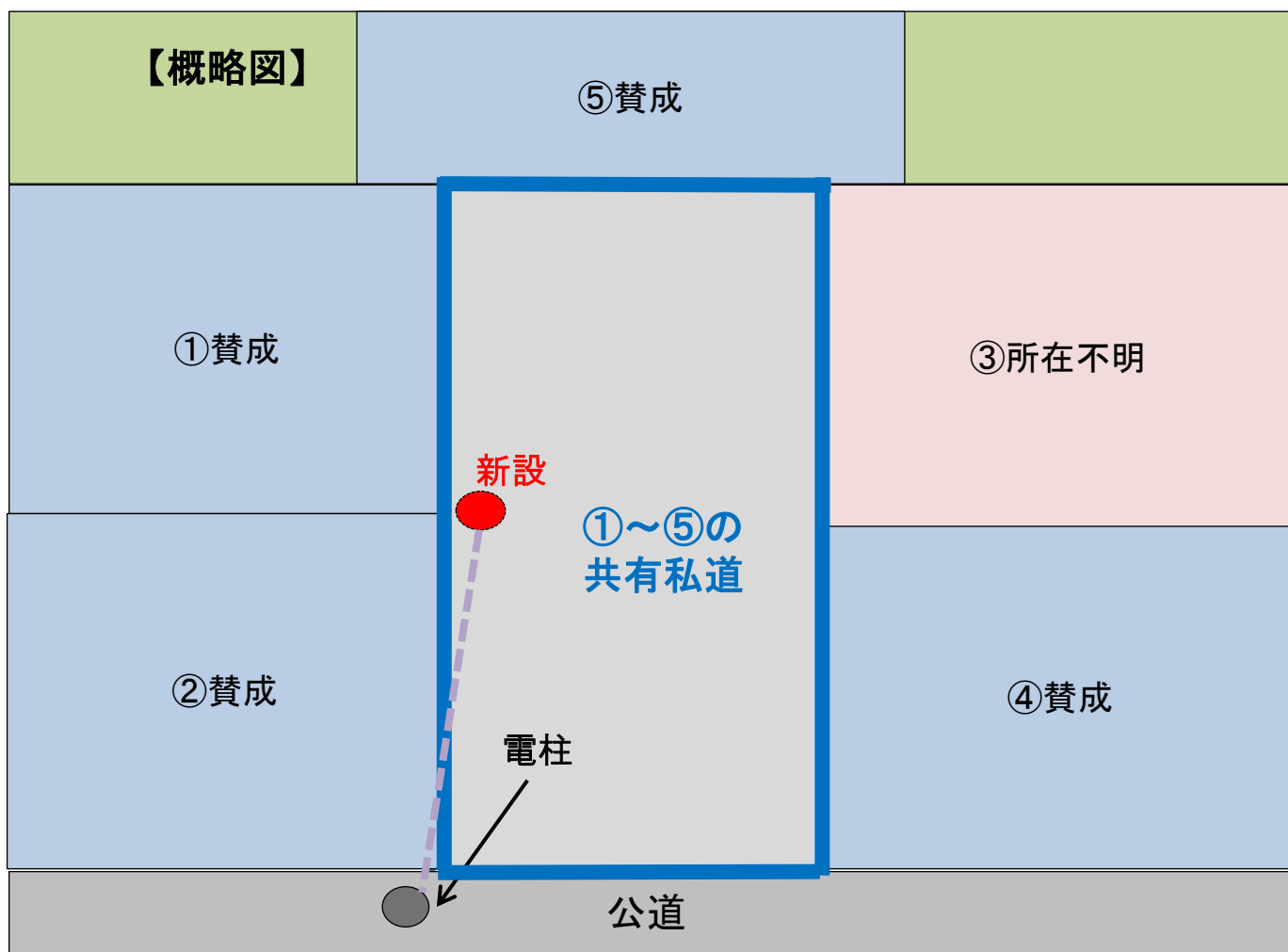
- ・平成10年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・①～④は、公道上の電柱から自宅に電線を引き込んでいたが、⑤宅の新築に伴い、電気を供給するための電柱を共有私道内に新設する必要がある

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ③は所在不明)。
- ・電柱は一般送配電事業者所有
- ・一般送配電事業者は、共有私道所有者との間で、電柱設置のための契約を締結したい

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般送配電事業者
- ・必要な限度で路面を掘削して電柱を設置し、舗装する
- ・工事期間は約1か月間



事例26 電柱の取替事例

- 共有私道上の電柱を取り替えたいが、共有者の一部が所在不明であるため、工事の同意が得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成元年築造(アスファルト舗装)
- ・建築基準法上の位置指定道路
- ・延長20m, 幅4m
- ・①宅前に事業者所有のコンクリート製の電柱が設置されている(下図星印, 平成元年設置)が, ひび割れするなど老朽化しており, 取り替える必要がある

2. 私道の権利関係等の概要等

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ④・⑤は区域外に居住していたが, いずれも所在不明)
- ・電柱は一般送配電事業者所有
- ・事業者は, ①～⑤との間で, 電柱設置のための契約を締結している

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は一般送配電事業者
- ・本事例の場合, 老朽化電柱の隣が②の居宅の玄関前であり, 電柱を建てることできないため, (1)下図の仮設先に電柱を建てて仮舗装する, (2)老朽化電柱から既設電線を撤去する, (3)仮設電柱に新規電線を設置する, (3)老朽化電柱を撤去して, 同所に新電柱を建てて本舗装する, (4)仮設電柱の既設電線を撤去して, 新電柱に新規電線を設置し, 仮設先を本舗装するという流れで工事を実施
- ・工事期間は約2か月

【概略図】

行き止まり

④⑤は区域外に居住し所在不明

①賛成

②賛成

③賛成

商業用建物
(共有私道とは無関係)

老朽化電柱

仮設先

①～⑤の
共有私道

商業用建物
(共有私道とは無関係)

商業用建物
(共有私道とは無関係)

公道

事例27 階段の新設事例

- 坂道である共有私道に階段を設置したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装)
- ・延長20m, 幅4m
- ・私道は急勾配の坂道

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②～④
- ・下図のように、坂道である共有私道上に階段を設置する

【概略図】

公道

③賛成

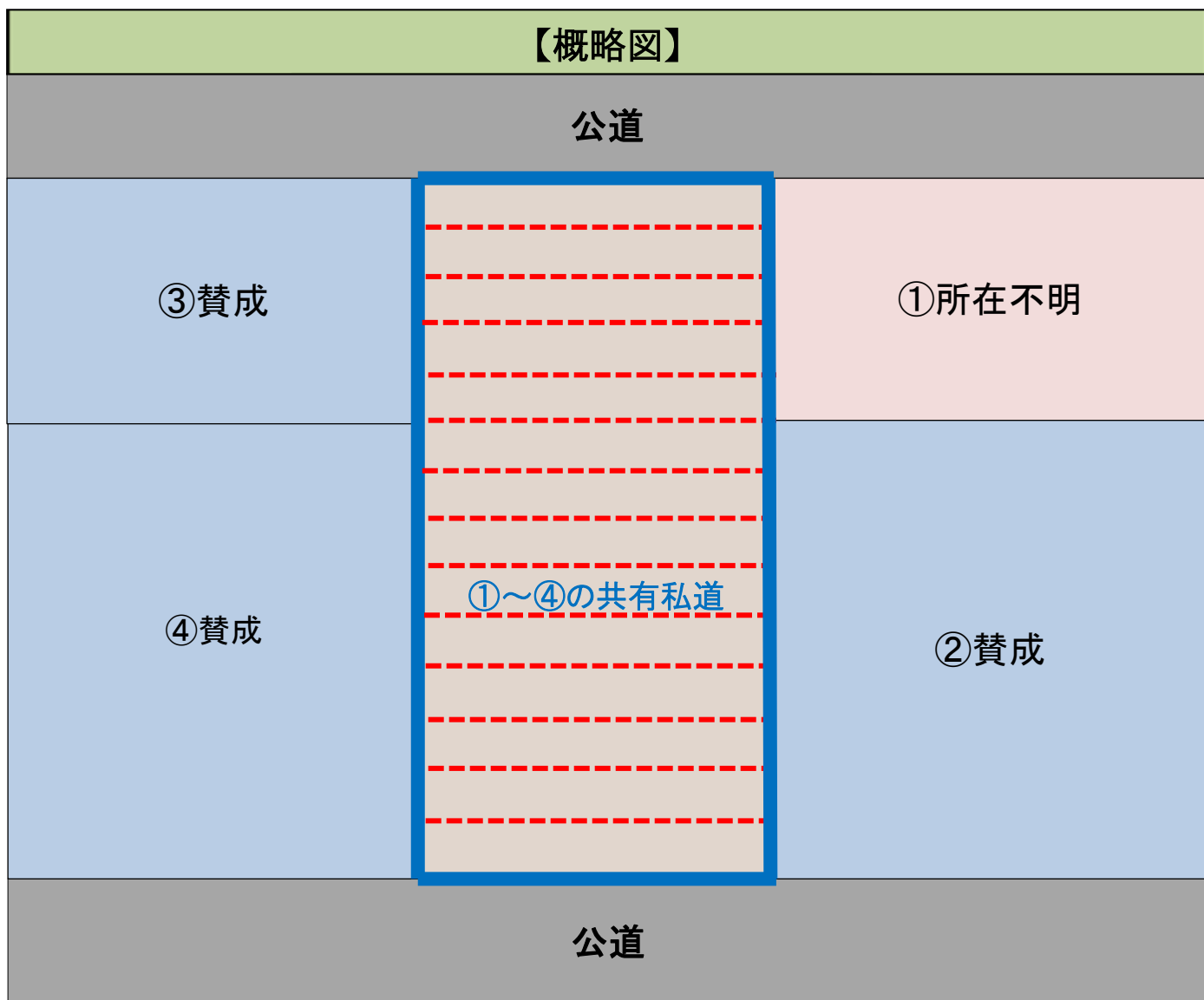
①所在不明

④賛成

①～④の共有私道

②賛成

公道



事例28 階段の拡幅事例

- 共有私道上の階段を拡幅したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 階段部分の幅2m)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段の幅が狭く, 通行人がすれ違う際に支障がある
- ・私道の両端は未舗装で雑草が生育している

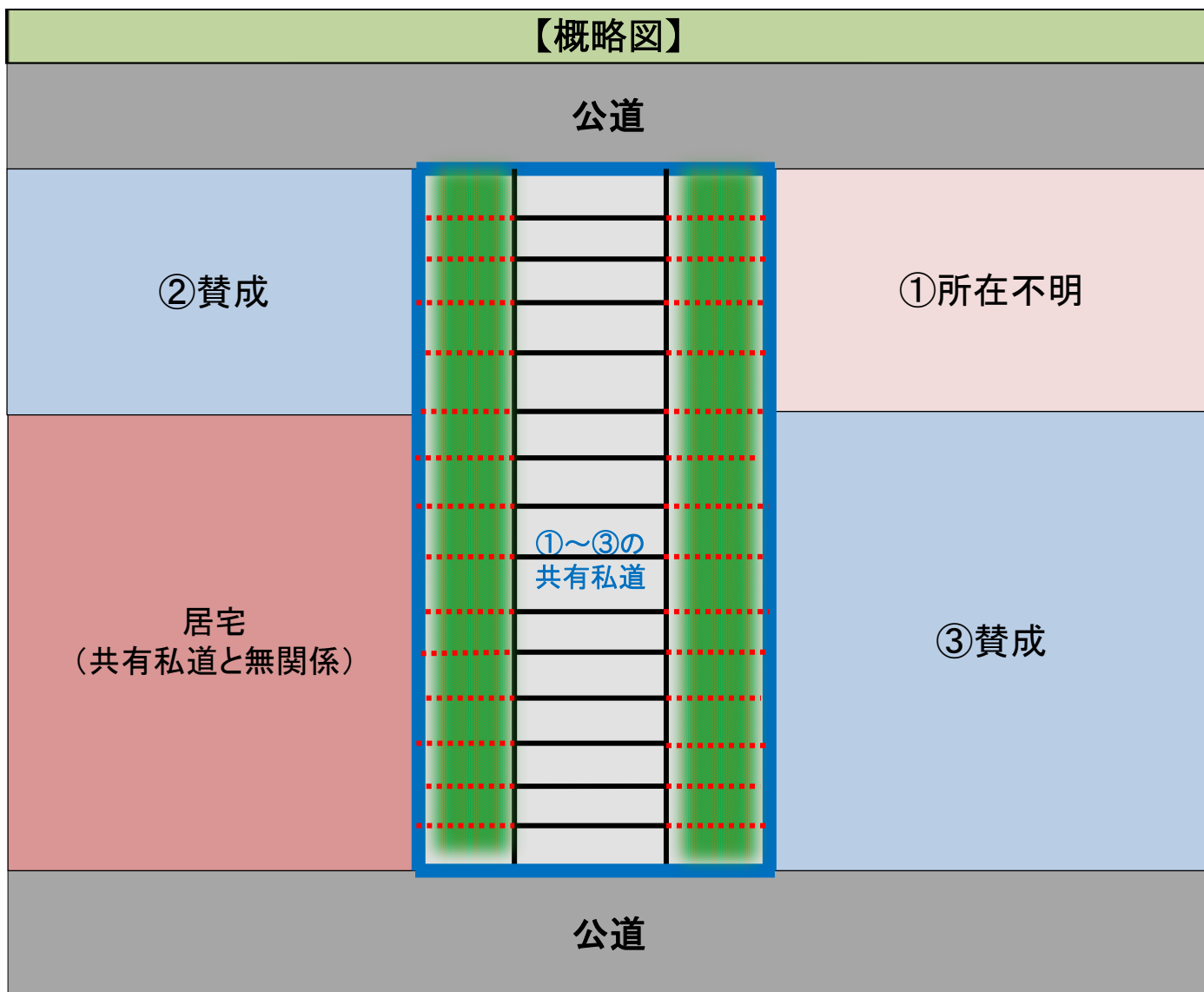
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・下図の赤点線部分のように, 共有私道上の階段を1m拡幅

【概略図】



事例29 階段への手すり設置事例

- 共有私道上の階段に手すりを設置したいが、共有者の一部が所在不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 全体が階段状)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段である私道に手すりがなく, 高齢者の通行に危険が伴っている

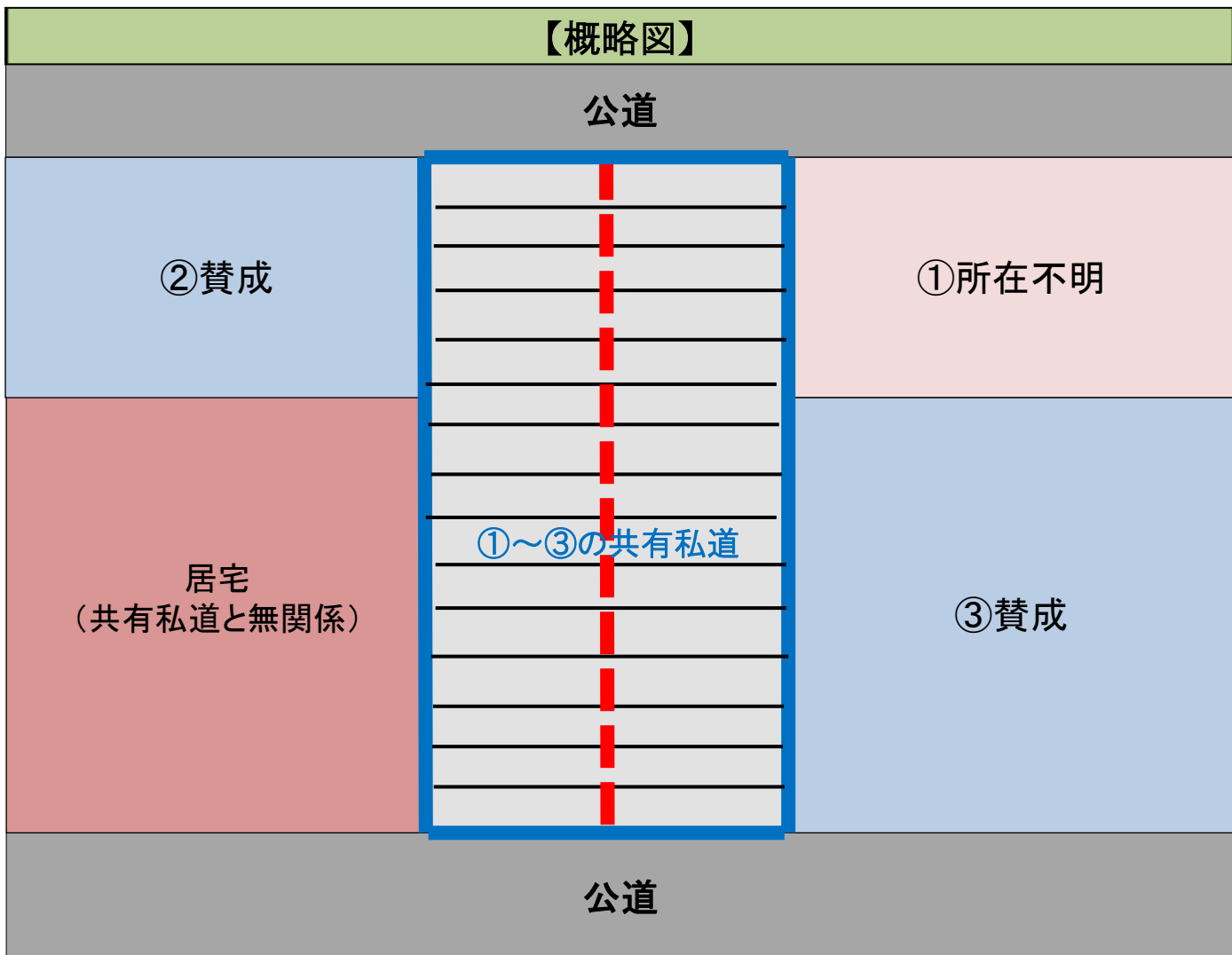
2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・階段である共有私道の中央部分に手すりを設置する(下図の赤点線部)

【概略図】



事例30 ゴミボックスの新設事例

○ 共有私道上に近隣住民が利用するゴミボックスを設置したいが、共有者の一部が所在不明で同意を得られない事例。

1. 私道の概要

- ・平成10年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅6m
- ・ゴミ置き場での猫によるゴミの散乱が問題になっている

2. 私道の権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ②は所在不明)
- ・ゴミボックスは, ①, ③～⑤が加入している自治会の所有
- ・①, ③～⑤は, 自治会からゴミボックスを借り受けて共有私道上に設置

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は①, ③～⑤
- ・ゴミステーションにステンレス製のゴミボックスを設置
- ・ゴミボックスの大きさは, 縦2m×横2m×高さ1m
- ・ゴミボックスは路面を变形させるものではないが, 重量が約50kgあり, 動かすのは容易でない

【概略図】

公共施設

④賛成

①～⑤の
共有私道

①賛成

⑤賛成

②所在不明

ゴミボックス

③賛成

公道

事例31 樹木の伐採事例(共同所有型)

○ 共有私道上に生育している樹木を伐採したいが、共有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m, 幅6m(両脇1mに植え込みがあり, 中央はコンクリート舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(いずれも①~④の共有。共有持分は各4分の1)

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①~④が共有(共有持分は各4分の1, ④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①~③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採

【概略図】

公道

①賛成

③賛成

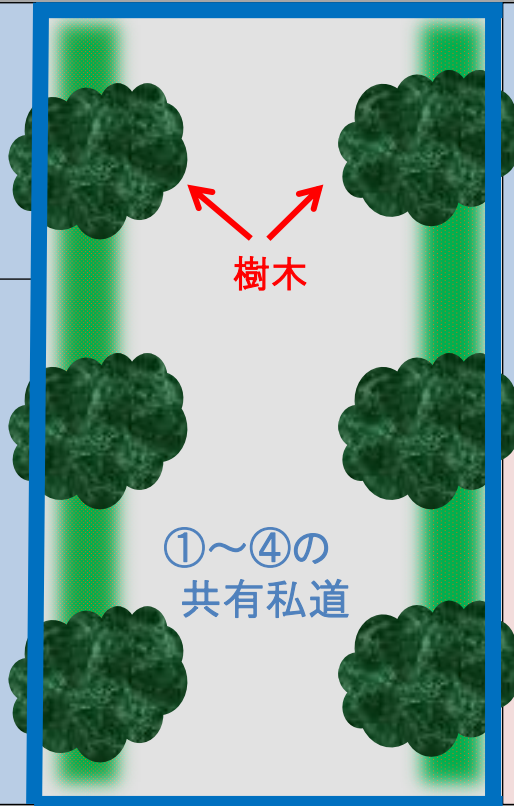
樹木

②賛成

①~④の
共有私道

④所在不明

公道



事例32 樹木の伐採事例(相互持合型)

- 相互持合型私道上に生育している樹木を伐採したいが、所有者の一部が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m, 幅6m(両脇1mに植え込みがあり, 中央はコンクリート舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(下図のとおり, 各土地の所有者が各木を所有)

2. 権利関係等の概要

- ・4筆の土地で構成される私道敷(下図青枠内)を①～④が各1筆ずつ所有(④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採

【概略図】

公道

①賛成

①所有

①所有

③所有

③賛成

樹木

③所有

③所有

②賛成

②所有

②所有

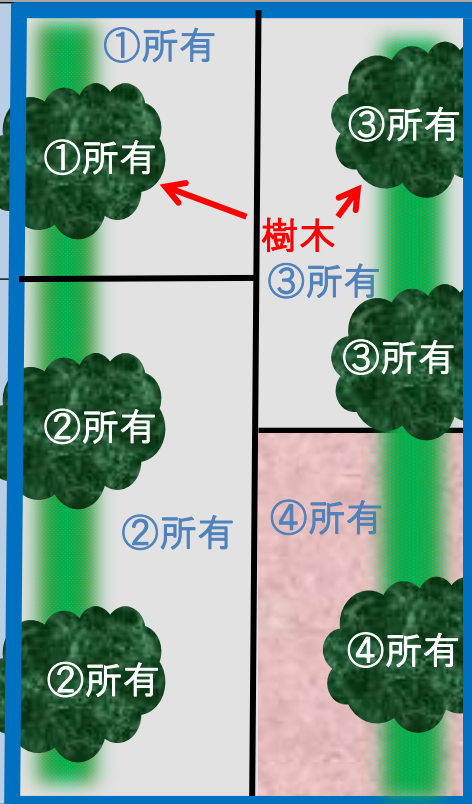
④所有

④所在不明

②所有

④所有

公道



事例33 宅地からせり出している枝の伐採事例

○ 宅地の庭から共有私道上にせり出した樹木の枝を伐採したいが、宅地所有者が所在不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

- ・昭和57年私道築造
- ・延長20m, 幅4m
- ・宅地(④所有)の庭に生育している樹木の枝が共有私道にせり出し、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道敷(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ④は所在不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に依頼して樹木の枝を伐採する

【概略図】

公道

①賛成

③賛成

①～③の
共有私道

②賛成

④所在不明

樹木

公道

